検討対象事務評価シート

資料２

C

任意共管事務

2　都市基盤調査などに関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　総合治水対策に関する事務											
(1)総合治水対策に関する事務	豪雨対策、雨水流出抑制等の総合的な治水対策を推進する。	区	○							○都市型水害を防止するため、豪雨対策や雨水流出抑制等の総合的な治水対策を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、雨水流出抑制事業に対する補助は、住民生活に密着した事務であり、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○			○			○水害から都民・区民の生命と財産を守るための治水対策を効果的に推進するためには、都は広域的な立場から計画策定や区の支援を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な事業を行うことにより、都区が連携して総合的に取り組む必要がある。 ○都市機能の集積が著しく、市街地が連たんしている区部においては、豪雨時の浸水被害が拡大しやすいことから、被害の軽減を図るためには、都による各区の区域を超えた取組が不可欠である。 ○河川の流域や下水道などは複数区にまたがることから、流域別豪雨対策計画の策定に当たっては、広域的な視点からの検討を要する。このため、東京都総合治水対策協議会において、都が区と連携しながら主体的に進める必要がある。 ○また、雨水流出抑制事業補助については、雨水浸透施設の設置を促進するため、個人住宅等に対する個別の助成等は区が行い、都は各区の区域を超えた流域全体の浸水被害の軽減に向け、区を支援する役割を果たす。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　2　中区分　1　小区分　(1)

事業名	総合治水対策に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　河川の流域は行政区域を超えており、河川の氾濫等による水害対策を効果的に進めていくためには、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック：○	理由　河川の流域や下水道は複数区にまたがるため、流域別豪雨対策計画の策定や雨水流出抑制事業補助については、各区による個別の取組だけでは効果が薄い。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　都市機能の集積が著しく、市街地が連たんしている区部においては、豪雨時の浸水被害が拡大しやすいことから、被害の軽減を図るため、各区の区域を超えた取組が必要である。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック：	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○水害から都民の生命と財産を守るため、東京都総合治水対策協議会の運営、流域別豪雨対策計画の策定、雨水流出抑制事業補助等の総合的な治水対策を推進している。

（区における実施状況）
○東京都総合治水対策協議会による流域別豪雨対策計画策定への参画、個人住宅等の雨水流出抑制事業等を行っている。

（役割分担のあり方）
○水害から都民・区民の生命と財産を守るための治水対策を効果的に推進するためには、都は広域的な立場から計画策定や区の支援を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な事業を行うことにより、都区が連携して総合的に取り組む必要がある。

○都市機能の集積が著しく、市街地が連たんしている区部においては、豪雨時の浸水被害が拡大しやすいことから、被害の軽減を図るためには、都による各区の区域を超えた取組が不可欠である。

○河川の流域や下水道などは複数区にまたがることから、流域別豪雨対策計画の策定に当たっては、広域的な視点からの検討を要する。このため、東京都総合治水対策協議会において、都が区と連携しながら主体的に進める必要がある。

○また、雨水流出抑制事業補助については、雨水浸透施設の設置を促進するため、個人住宅等に対する個別の助成等は区が行い、都は各区の区域を超えた流域全体の浸水被害の軽減に向け、区を支援する役割を果たす。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　2　中区分　1　小区分　(1)

事業名	総合治水対策に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	都の関係局と区市町村その他関係者間の広域的な調整を図りながら対策計画の策定や事業全体の進捗を図る必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○都市型水害を防止するため、豪雨対策や雨水流出抑制等の総合的な治水対策を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。
　現在都が行っている事務は、総合治水対策協議会の運営をはじめ、豪雨対策としての流域別対策や施設別地下空間の浸水対策に係る対策計画の策定など、都の関係局と区市町村その他関係者間の広域的な調整を図るものであり、基本的に広域的対応を要するものと考えられるが、雨水流出抑制助成事業補助については、住民生活に密着した事務であることから、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　2　中区分　1　小区分　(1)

事業名	総合治水対策に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

豪雨対策、雨水流出抑制等の総合的な治水対策を推進する。

（主な事務内容）

1　東京都総合治水対策協議会の運営
都市整備局、建設局、下水道局、関係区市町村で構成

2　豪雨対策
流域別豪雨対策計画の策定、施設別地下空間浸水対策計画策定の促進

3　雨水流出抑制
(1)雨水流出抑制施設の設置指導等
流域別豪雨対策計画や流域整備計画等に基づき、流域ごとに単位対策量を定め、都、区市をはじめ、国、公社・公団、大規模民間施設所有者等に対して、雨水流出抑制施設設置の協力依頼および指導を行っている。
(2)雨水流出抑制事業補助等
総合治水対策事業のため、区市が行う個人住宅の雨水流出抑制事業に対して、その費用の一部を補助する。

（関係法令等）

東京都豪雨対策基本方針、流域別豪雨対策計画、流域整備計画、雨水流出抑制事業補助要綱

（区との連携状況）

東京都総合治水対策協議会による流域別豪雨対策計画の策定やPR活動など治水対策の推進

（その他）

（都における事務処理の状況）

2　豪雨対策
○東京都豪雨対策基本方針策定　（平成19年8月）
○流域別豪雨対策計画策定
（平成21年5月）
神田川流域豪雨対策計画
渋谷川・古川流域豪雨対策計画
（平成21年11月）
石神井川流域豪雨対策計画
目黒川流域豪雨対策計画
呑川流域豪雨対策計画
野川流域豪雨対策計画
白子川流域豪雨対策計画

3　雨水流出抑制
(2)雨水流出抑制事業補助　（平成22年3月現在）
・対象　4流域（神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川）にあり、個人住宅の雨水流出抑制事業を行う区市
・補助率　国 45%、都 27.5%

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

2　都市基盤調査などに関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
2　外環に係わるまちづくりの調査に関する事務											
(1)外環に係わるまちづくりの調査に関する事務	東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。	区	○							○東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴う、地上部街路や沿線のまちづくり等について関係者間の調整を図りながら調査・検討を行う事務である。現在都が行っている事務は広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○					○	○外環の２は、区部を超え２区２市にまたがっており、その必要性や関連する沿線のまちづくり等の調査・検討に当たっては、交通、環境、防災など、地域的な視点とともに広域的な視点が不可欠であるため、関係区市と情報を共有しながら、都が広域的な立場から進めていく必要がある。 ○また、本事務は、都が定める都市計画に係る調査・検討でもあり、法令に基づく事務に付随する事務ともいえる。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　2　中区分　2　小区分　(1)

事業名	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　外環の２は、区部を超え２区２市にまたがっており、その必要性や関連する沿線のまちづくり等の調査・検討は、関係区市と情報を共有しながら、都が広域的な立場から進めていく必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック ○	理由　交通、環境、防災など、地域的な視点とともに広域的な視点が不可欠であり、各区が個別に調査・検討を行うだけでは、高い事業効果が期待できない。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック ○	理由　本事務は、都が定める都市計画に係る調査・検討でもあり、法令に基づく事務に付随する事務ともいえる。

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○東京外かく環状道路は、本線と地上部街路である外環の２の計画が別々に定められている。本線の地下化に伴い、外環の２の計画を見直すことが必要であることから、必要性等について検討を行うとともに、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。

（区における実施状況）
○区は地元意見を踏まえた検討を行っている。

（役割分担のあり方）
○外環の２は、区部を超え２区２市にまたがっており、その必要性や関連する沿線のまちづくり等の調査・検討に当たっては、交通、環境、防災など、地域的な視点とともに広域的な視点が不可欠であるため、関係区市と情報を共有しながら、都が広域的な立場から進めていく必要がある。

○また、本事務は、都が定める都市計画に係る調査・検討でもあり、法令に基づく事務に付随する事務ともいえる。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　2　中区分　2　小区分　(1)

事業名	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	沿線住民や関係区市、国などとの広域的な調整を図る必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴う、地上部街路や沿線のまちづくり等についての調査・検討を行う事務である。
　現在都が行っている事務は、複数区市に跨る広域的な道路ネットワークを構成する外環道に係る沿線住民や関係区市、国などとの調整を図るものであり、基本的には広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　2　中区分　2　小区分　(1)

事業名	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

東京外かく環状道路の計画区間の地下化に伴い、地上部街路、関連する沿線のまちづくり等について調査・検討を行う。

（主な事務内容）

1　外環の地上部街路、関連する沿線のまちづくり等に関する調査・検討
沿線区市（練馬区・杉並区・武蔵野市・三鷹市）における現状・課題、整備効果及び影響について、環境・防災・交通・暮らしの4つの視点から調査・検討を行っている。また、関連する沿線のまちづくり等の調査・検討を行っている。

2　外環に関連する周辺の都市計画道路の検討
高架から地下方式への構造変更に伴う都市計画道路の検討を行う。

（関係法令等）

（区との連携状況）

関係区市（練馬区、杉並区、武蔵野市、三鷹市）と適宜、調整会議を開催している。

（その他）

（都における事務処理の状況）

○これまでの主な経緯

昭和41年 7月　外環の地上部街路を都市計画決定
高速道路の外環とともに都内の都市計画道路ネットワークの一部として、外環ルート上に地上部の街路「外環ノ2」を計画決定

平成13年 4月　東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台公表
高速道路の外環について地下構造のイメージを提示

平成15年 3月　東京外かく環状道路（関越道～東名高速）に関する方針公表
高速道路の外環について大深度地下の活用等の方針を公表

平成17年 1月　外環の地上部街路について基本的な考え方公表
「現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備」
「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」
「代替機能を確保して都市計画を廃止」
の3つの考え方を提示

平成18年11月　外環の地上部街路について沿線区市への回答
同年10月の沿線区市の要望に対して、必要性の検証を行う旨の回答

平成19年 4月　高速道路の外環を高架方式から地下方式に都市計画変更

○都市計画の概要

名称：東京都市計画道路 幹線街路 外郭環状線の2
区間：〔起点〕世田谷区北烏山五丁目（東八道路）
〔終点〕練馬区東大泉二丁目（目白通り）
延長：約9km
構造：地表式
車線：規定なし
幅員：40m（標準）

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

3　みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）											
(1)みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）	東京の緑の充実を図るため、都市計画公園・緑地の整備方針の策定・運用、民設公園制度の創設・運用等を行う。	区	○							○東京のみどりの充実を図るため、広域的な対応を図るための方針の調整や民間活動の誘導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務のうち、民間活動の誘導に関する事務については、都市計画決定や建築規制関係の事務の区への移譲と合わせて区に移譲する方向で検討するなど、都と区市町村間の広域的な調整を要するものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○			○			○都は広域的な観点から骨格や拠点となる緑の確保や緑の充実に資する仕組みづくりを担い、区は身近な緑の確保に取り組むことにより、都区が連携して緑の充実に努める必要がある。 ○例えば、都市計画公園・緑地の整備方針は、公園規模に応じた都区の役割分担を踏まえた上で、計画的・効率的な整備を促進するため、都と区市町が共同で策定したものであり、都区双方が方針に沿った取組を進めることが必要である。 ○民設公園制度等は、民間の力を活用した公園・緑地の整備やみどりのネットワークの形成に向けて、都が新たな仕組みを構築したものである。現在、制度の普及促進や効果の検証を行っている段階であり、制度の運用、新規認定に向けた関係区や事業者との調整等は、都が担う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　3　中区分　1　小区分　(1)

事業名	みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	緑の充実を効果的に進めるためには、みどりのネットワークの形成・充実が不可欠であるが、山地や丘陵地、河川、道路等、東京の骨格となるみどりは行政区域を超えて広域的につながっており、都が広域的な観点から取り組むことが必要である。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
○	みどりのネットワークの形成を効果的に推進するためには、区市町村と連携した、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	防災や環境保全、景観、レクリエーションなど、都市のみどりが持つ機能を効果的に発揮させるためには、広域的なみどりのネットワークの形成・充実が不可欠であり、都が区市町村と連携しつつ、一体的に取り組むことが必要である。

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○東京の緑の充実を図るため、都市計画公園・緑地の整備方針の策定・運用、民設公園制度の普及促進、公開空地等のみどりづくり、環境軸の形成等を行う。

（区における実施状況）
○都市緑地法に基づく緑の基本計画を策定し、身近な緑の確保に取り組んでいる。

（役割分担のあり方）
○都は広域的な観点から骨格や拠点となる緑の確保や緑の充実に資する仕組みづくりを担い、区は身近な緑の確保に取り組むことにより、都区が連携して緑の充実に努める必要がある。

○例えば、都市計画公園・緑地の整備方針は、公園規模に応じた都区の役割分担を踏まえた上で、計画的・効率的な整備を促進するため、都と区市町が共同で策定したものであり、都区双方が方針に沿った取組を進めることが必要である。

○民設公園制度等は、民間の力を活用した公園・緑地の整備やみどりのネットワークの形成に向けて、都が新たな仕組みを構築したものである。現在、制度の普及促進や効果の検証を行っている段階であり、制度の運用、新規認定に向けた関係区や事業者との調整等は、都が担う必要がある。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　3　中区分　1　小区分　(1)

事業名	みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	都と区市町村間の広域的な調整を図る必要がある事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○東京のみどりの充実を図るため、広域的な対応を図るための方針の調整や民間活動の誘導等を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。
　現在都が行っている事務のうち、都市計画公園・緑地の整備方針のように、都と区市町村間の広域的な調整を要するものは、広域的対応を要するものと考えられるが、民間活動の誘導に関する事務を、都市計画決定や建築規制関係の事務の区への移譲と合わせて区に移譲する方向で検討するなど、都と区市町村間の広域的な調整を要するものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

・民設公園制度は、都市計画公園内の建築制限の緩和などを行って民間活動を誘導するものであり、「④－17－2土地試掘許可など都市計画に関する事務（都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務）」を面積規模にかかわらず区が担う方向とするのに合わせて、区が担う方向で検討すべきである。
・「みどりの計画書」は、都市開発諸制度等を活用して民間活動を誘導するものであり、都市計画関連の権限を区が担う方向とするのに合わせて、区が担う方向で検討すべきである。
・「環境軸の形成」については、区が地域のまちづくり等との整合性を図りながら、主体的に取組めるよう、分担のあり方を見直す方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　3　中区分　1　小区分　(1)

事業名	みどりの新戦略の推進に関する事務（民間による公園づくりの推進など）
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

東京の緑の充実を図るため、都市計画公園・緑地の整備方針の策定・運用、民設公園制度の創設・運用等を行う。

（主な事務内容）

1　緑の創出と保全の推進

(1)都市計画公園・緑地の整備方針の策定・運用
「都市計画公園・緑地の整備方針」を区市町と共同で策定し、計画的・効率的な整備を推進する。

(2)民間による公園づくり（民設公園制度）
民間事業者による公園的空間の整備・公開に対し、建築制限の緩和及び公園部分の固定資産税の減免を行う民設公園制度を創設・運用する。

(3)公開空地等のみどりづくり
「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、大規模建築物の建築等により生まれる公開空地等において、緑のネットワークの形成等によりその価値を一層向上させるため、事業者との協議等を行う。

2　環境軸の形成

道路や河川などの整備に合わせて、まちづくりなどにより、広がりと厚みのある緑の創出を図る取組であり、都市施設の整備、まちづくりに関する計画や事業などを行う際の指針として策定した「環境軸ガイドライン」に基づき、環境軸の形成を促進する。

（関係法令等）
○東京都民設公園事業実施要綱

（区との連携状況）
○都区が共同して「整備方針」を策定するなど、都区が分担・連携して、緑の充実に取り組んでいる。

（その他）

（都における事務処理の状況）

1　緑の創出と保全の推進

(1)都市計画公園・緑地の整備方針
平成18年3月区市町合同で策定
平成27年までの事業化計画を初めて定めたもので、必要に応じて見直しを行っていく。
(2)民設公園制度
平成19年3月　第1号となる萩山民設公園を認定、平成21年10月開園
同公園の要綱・契約に基づく事業者指導、第2号の認定に向けた関係区市や事業者との調整を行っている。
(3)公開空地等のみどりづくり指針
相談件数　84件（平成21年度）
現在、質の高い緑化をより効果的に誘導するための方策を検討するとともに、面的な開発事業等への適用など、制度拡充に取り組んでいる。

2　環境軸の形成

平成19年 6月　「環境軸ガイドライン」策定
平成20年12月「環境軸推進計画書」（環2・晴海通り地区）策定
現在、残る4つのモデル地区（白子川及び多摩地域3地区）における環境軸推進計画書の作成に向けた区市との調整、環境軸の形成を誘導する仕組みの検討を行っている。

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

5 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務											
(1)首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務	区部及びその周辺における自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進するため、首都高速道路の整備に対して出資を行い、事業を推進する。	区	○							○首都圏の広域的な自動車専用道路のネットワークを構成する首都高速道路の整備に対する出資を行う事務であり、都が広域的な立場で対応する必要があるものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○			○	○		○首都高速道路は、各区の区域を大きく超え、区部全体とその周辺に広がっているため、その整備に対する出資は、都が広域的に担う必要がある。 ○首都高における慢性的な渋滞をはじめとする諸問題を解決するには、交通の需要予測や道路ネットワークなどを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠であるため、都が実施する必要がある。 ○また、市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う首都高は、区部とその周辺全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための出資は、各区が個別に行う性質のものではない。 ○なお、出資対象事業による便益は広域に及ぶものであり、住民の受益と負担の均衡の観点からも、対象路線の所在区のみが担うべき事務ではない。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　5　中区分　1　小区分　(1)

事業名	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務
担当	都市整備局

事業評価

	チェック	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	理由　首都高速道路は、各区の区域を大きく超え、区部全体とその周辺に広がっているため、その整備に対する出資は、都が広域的に担う必要がある。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	○	理由　首都高における慢性的な渋滞をはじめとする諸問題を解決するには、交通の需要予測や道路ネットワークなどを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠である。
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	○	理由　市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う首都高は、区部とその周辺全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための出資は、各区が個別に行う性質のものではない。
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	○	理由　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令において、出資することのできる地方公共団体が規定されている。
(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○都の区部及びその周辺において、自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進することを目的として、自動車専用道路（首都高速道路）の整備に対し出資を行い、事業の推進を図る。

（区における実施状況）
○首都高の道路整備に対して出資を行っている区はない。

（役割分担のあり方）
○首都高速道路は、各区の区域を大きく超え、区部全体とその周辺に広がっているため、その整備に対する出資は、都が広域的に担う必要がある。

○首都高における慢性的な渋滞をはじめとする諸問題を解決するには、交通の需要予測や道路ネットワークなどを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠であるため、都が実施する必要がある。

○また、市街地が高度に連たんする区部において、都市基盤の中核を担う首都高は、区部とその周辺全体で一つのネットワークを形成しており、その整備の推進を図るための出資は、各区が個別に行う性質のものではない。

○なお、出資対象事業による便益は広域に及ぶものであり、住民の受益と負担の均衡の観点からも、対象路線の所在区のみが担うべき事務ではない。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　5　中区分　1　小区分　(1)

事業名	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	首都圏の広域的な自動車専用道路ネットワークに関する事務については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う首都高速道路の整備に対し、出資を行う事務であり、政令において同機構に出資することができる地方公共団体として都が指定されているものである。
　首都高速道路の整備事業は、首都圏の広域的な自動車専用道路ネットワークの機能強化を図るために行われており、基本的に都が広域的な立場で対応する必要があるものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　5　中区分　1　小区分　(1)

事業名	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

区部及びその周辺における自動車交通の円滑化を図り、首都機能を維持増進するため、首都高速道路の整備に対して出資を行い、事業を推進する。

（主な事務内容）

○首都高速道路整備事業に対する出資

旧首都高速道路公団及び首都高速道路株式会社の道路資産及び債務を引き継いだ、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し出資を行う。

（関係法令等）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法、同法施行令

（区との連携状況）

（その他）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、旧首都高速道路公団の民営化から45年以内に、同公団及び首都高速道路株式会社から承継した債務を完済して解散し、道路資産は本来道路管理者である東京都に帰属することとなる。

（都における事務処理の状況）

○対象事業
- ・高速道路建設費
- ・高速道路改築費
- ・建設利息

○対象路線
- ・中央環状新宿線（平成21年度完成）
- ・中央環状品川線（平成25年度完成予定）
- ・晴海線　　（平成24年度完成予定）

○出資率
- ・通常路線
  対象事業費の25％を国と折半
- ・環境負荷軽減路線（中央環状品川線）
  対象事業費の35％を国と折半

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

11　都市開発資金の借入れなどに関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　都市開発資金の借入れなどに関する事務											
(1)都市開発資金の借入れなどに関する事務	都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金について、国からの借入れを行うほか、土地区画整理事業等に関して国から資金を借入れ、土地区画整理組合等に対し、事業に要する経費を無利子で貸し付ける。	区							○	○国から都市開発に必要な資金を借入れ、土地の先行取得や土地区画整理事業の施行者に対する貸付を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、土地区画整理事業の施行者に対する貸付に係る事務については、土地区画整理事業に関する認可等の事務の区への移譲と合わせて特別区が担う方向で検討すべきである。	都区
		都					○			○都が行う資金の無利子貸付けの対象事業は都が認可した事業であり、一定以上の規模を有することから、その施行に当たっては、一定期間に相当額の事業費負担が生じる。また、事業の成否が周辺に与える影響も大きく、確実な施行を可能とするための必要な財政支援については、都が責任を果たす必要がある。 ○なお、区が認可する事業について、本制度を取り入れるかどうかは、各区の判断によるものである。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　11　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都市開発資金の借入れなどに関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由　貸付対象は都が認可した事業であり、一定以上の規模を有することから、施行に当たり一定期間に相当額の事業費負担が生じる。また、事業の成否が周辺に与える影響も大きく、確実な施行を可能とするための必要な財政支援については、都が責任を果たす必要がある。
	○	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○土地区画整理事業の推進を図るため、国から資金を借入れ、事業の施行者に対して必要な資金の無利子貸付けを行っている。

（区における実施状況）
○現在施行中の組合施行等の事業では実施されていない。

（役割分担のあり方）
○都が行う資金の無利子貸付けの対象事業は都が認可した事業であり、一定以上の規模を有することから、その施行に当たっては、一定期間に相当額の事業費負担が生じる。また、事業の成否が周辺に与える影響も大きく、確実な施行を可能とするための必要な財政支援については、都が責任を果たす必要がある。

○なお、区が認可する事業について、本制度を取り入れるかどうかは、各区の判断によるものである。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　11　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都市開発資金の借入れなどに関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。	○	都が実施主体である事業に係る土地の先行取得に要する資金の国からの借入については、都において行う必要がある。

＜　考え方　＞

○国から都市開発に必要な資金を借入れ、土地の先行取得や土地区画整理事業の施行者に対する貸付を行う事務である。
　現在都が行っている事務のうち、土地区画整理事業の施行者に対する貸付に係る事務については、「④－18組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務」（5ha以上）を区に移譲することと合わせ、土地区画整理事業に関する認可等の事務と貸付の事業を一元的に行う観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。

○なお、都が実施主体である事業に係る土地の先行取得に要する資金の国からの借入れについては、都区の事務配分の検討に馴染まないため、引き続き都が担う方向で整理すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　11　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都市開発資金の借入れなどに関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	（事務の概要） 都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金について、国からの借入れを行うほか、土地区画整理事業等に関して国から資金を借入れ、土地区画整理組合等に対し、事業に要する経費を無利子で貸し付ける。	（都における事務処理の状況）
	（主な事務内容） ○土地区画整理組合等に対する無利子貸付 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類、規模等が基準に適合するものを施行する個人施行者、組合等に対して、国から資金を借入れ、費用の一部について無利子貸付けを行う。	○土地区画整理事業組合等に対する無利子貸付 ・平成21年度借用実績　2事業 押上・業平橋周辺土地区画整理事業（組合施行） 日野市川辺堀之内土地区画整理事業（組合施行）
	（関係法令等） ○都市開発資金の貸付けに関する法律 ○東京都土地区画整理事業助成規程	
	（区との連携状況）	
	（その他）	

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

12　都市防災施設整備に関する事務（避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など）

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　避難場所・避難道路の指定に関する事務											
(1)避難場所・避難道路の指定に関する事務	震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行う。	区	○							○震災時における市街地大火に備えて、避難場所、避難道路の指定を行う事務である。広域的な避難経路等の調整が必要であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○			○			○各区の区域を超えて発生するおそれのある震災時の市街地大火から避難者の安全をより確実に確保するためには、都は広域的な立場から避難場所・避難道路の指定を行い、区は地域の実情に応じた住民の避難計画の策定等を行うことにより、都区が連携して取り組む必要がある。 ○また、市街地が連たんしている区部においては、震災時の火災被害が広範囲に及ぶおそれがあることから、安全かつ迅速な避難を可能とするためには、各区の区域にとらわれない広域的な視点から都が指定を行う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　12　中区分　1　小区分　(1)

事業名	避難場所・避難道路の指定に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　安全かつ迅速な避難を可能とするためには、各区の区域にとらわれない広域的な視点から指定を行う必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック ○	理由　広域的な視点が必要であり、各区が個別に指定を行うのでは、一体的な都市防災を進める上で、高い効果が期待できない。
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　都市機能が高度に集積し、市街地が連たんしている区部においては、震災時の火災被害が拡大しやすいことから、避難者の安全を十分に確保するためには、各区の区域を超えた取組が不可欠である。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行っている。

（区における実施状況）
○民有地や区施設を避難場所に指定する場合、区が管理者等の承諾を取っているほか、都が行う避難場所指定をもとに、住民の避難計画を策定している。

（役割分担のあり方）
○各区の区域を超えて発生するおそれのある震災時の市街地大火から避難者の安全をより確実に確保するためには、都は広域的な立場から避難場所・避難道路の指定を行い、区は地域の実情に応じた住民の避難計画の策定等を行うことにより、都区が連携して取り組む必要がある。

○また、市街地が連たんしている区部においては、震災時の火災被害が広範囲に及ぶおそれがあることから、安全かつ迅速な避難を可能とするためには、各区の区域にとらわれない広域的な視点から都が指定を行う必要がある。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　12　中区分　1　小区分　(1)

事業名	避難場所・避難道路の指定に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	地震等の被害が広域に及び、自区内で避難が完結できない場合などの想定が必要な避難場所の指定等の事務については、都と区市町村間の広域的な調整が必要なことから、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○震災時における市街地大火に備えて、避難場所、避難道路の指定を行う事務である。

現在都が行っている事務は、地震等の被害が広域に及び、自区内で避難が完結できないことなどを想定したうえで、広域的な避難経路等の調整を行っているものであり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　12　中区分　1　小区分　(1)

事業名	避難場所・避難道路の指定に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行う。

（主な事務内容）

1　避難場所の指定

震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、東京都震災対策条例第47条に基づき、区部を対象に避難場所を指定する。火災の拡大するおそれのない地域については、地区内残留地区に指定する。

2　避難道路の指定

避難場所まで遠距離となる地域や火災による延焼の危険性が高い地域については、同条例第48条に基づき、避難道路を指定する。

避難場所・避難道路は、市街地状況の変化、人口の増減等を考慮し、おおむね5年ごとに見直しを行っている。

（関係法令等）

○東京都震災対策条例

（区との連携状況）

避難場所候補地の選定、地区割当ての調整、区の避難計画との調整等を行っている。

（その他）

（都における事務処理の状況）

○指定状況（平成20年2月現在）

指定は区部においてのみ行っている。

1　避難場所　189箇所

2　避難道路　20系統、77路線

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

12　都市防災施設整備に関する事務（避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など）

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
4　木造住宅密集地域の整備促進に関する事務											
		区						○		○区が行う木造住宅密集地域の整備事業等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
(1)木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	都市の防災性を向上させるため、区が行う木造住宅密集地域整備事業等に対する助成等を行う。	都	○	○			○			○木造住宅密集地域は、区部を中心に広範に分布しており、防災上・住環境上の問題を抱えている。都市の防災性を向上させ、都民の生命や財産を保護するためには、木造住宅密集地域の改善を図るとともに、市街地大火による延焼を阻止して、避難者の安全を確保することが極めて重要である。 ○このため、都は、都内全域を通じて一定水準の防災性・安全性を確保する観点から、震災時の甚大な被害が想定される地域を中心に、市街地の不燃化や延焼遮断帯の形成などを図る事業がより円滑に進捗するよう、区の取組を強力に後押ししていく必要がある。 ○こうした観点から、例えば、都は区における制度運用に対する技術的支援、財政的支援等を行うとともに、防災に関する各種データ等の情報提供を行うなど、区が積極的に施策を展開できる環境づくりを進める必要がある。 ○区は、木造住宅密集地域整備事業等の事業主体として、事業の計画的な推進を図るとともに、地域における防災まちづくりの取組を行うべきである。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　12　中区分　4　小区分　(1)

事業名	木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　行政区域を超えて広範囲に及ぶ大規模な震災による被害の拡大防止を目的とした事業であり、都内全域を通じて一定水準の防災性を確保するため、全都的な視点に立った取組が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック ○	理由　都内全域の防災に関する情報を収集し、これらの情報を踏まえた技術的支援等を行うなど、広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは、高い事業効果が期待できない。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　都市機能が高度に集積し、市街地が連たんしている区部においては、震災時の延焼等による被害が拡大するおそれがあるため、都による広域的な取組が必要である。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○都市の防災性を向上させ、都民の生命や財産を保護するため、区が行う木造住宅密集地域整備事業等に対する助成等を行っている。

（区における実施状況）
○平成22年4月現在、17区・49地区で木造住宅密集地域整備事業を、10区・22地区で都市防災不燃化促進事業などを行っている。

（役割分担のあり方）
○木造住宅密集地域は、区部を中心に広範に分布しており、防災上・住環境上の問題を抱えている。都市の防災性を向上させ、都民の生命や財産を保護するためには、木造住宅密集地域の改善を図るとともに、市街地大火による延焼を阻止して、避難者の安全を確保することが極めて重要である。

○このため、都は、都内全域を通じて一定水準の防災性・安全性を確保する観点から、震災時の甚大な被害が想定される地域を中心に、市街地の不燃化や延焼遮断帯の形成などを図る事業がより円滑に進捗するよう、区の取組を強力に後押ししていく必要がある。

○こうした観点から、例えば、都は区における制度運用に対する技術的支援、財政的支援等を行うとともに、防災に関する各種データ等の情報提供を行うなど、区が積極的に施策を展開できる環境づくりを進める必要がある。

○区は、木造住宅密集地域整備事業等の事業主体として、事業の計画的な推進を図るとともに、地域における防災まちづくりの取組を行うべきである。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　12　中区分　4　小区分　(1)

事業名	木造住宅密集地域の整備促進に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	○	国の補助要綱に基づき行う区市町村への助言・検査などについては、国の制度に基づく関与の事務であり、都が処理することが必要である。
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○区が行う木造住宅密集地域の整備事業等に対して、国の補助事業の適用や都独自の助成等を行う事業である。
　現在都が行っている事務のうち、国の補助事業に係る助言、検査等の事務や都営住宅用地を活用した事業等については、引き続き都が担う方向で検討する必要があるが、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　12　中区分　4　小区分　(1)

事業名	木造住宅密集地域の整備促進に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

都市の防災性を向上させるため、区が行う木造住宅密集地域整備事業等に対する助成等を行う。

（主な事務内容）

1　防災密集地域総合整備事業
　区が行う事業に対して費用の一部を助成する。
(1)木造住宅密集地域整備事業
　老朽木造住宅が密集し、かつ、道路・公園等の整備が遅れている地域において、老朽住宅等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に行う。
(2)都市防災不燃化促進事業
　大震災時の延焼防止と避難者の安全確保のため、不燃化促進区域内における耐火建築物・準耐火建築物の建築に対して助成を行う。
2　都営住宅用地を活用した木造住宅密集地域の整備促進
　都営住宅の建替えにより生じた土地を活用し、道路整備等に伴う住民の移転にも配慮した住宅開発を行う民間プロジェクトを誘導する。
3　住宅地区改良事業等(住宅地区改良法)
　施行者は原則として区市町村であるが、区市町村が施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合は、都道府県が施行できる。
(1)住宅地区改良事業
　建築物の構造や設備が著しく不良であり、さらに密集して建っている一団の地区を健全な住宅地とするため、道路、下水道等の基盤整備を行うとともに、跡地等に従前居住者向けの低家賃の賃貸住宅(改良住宅)を建設する。
(2)小規模住宅地区改良事業
　不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のため、従前居住者向けの賃貸住宅(小規模改良住宅)の建設、敷地の整備等を行う。
4　防災街区整備事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律)
　密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う事業で、個人、事業組合、事業会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行できる。
5　街なみ環境整備事業
　住宅が密集し、生活道路が未整備で、公園等が不足しており、景観形成を図る必要がある地区において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者に対して必要な助成を行う事業であり、都は国への進達等を行う。

（関係法令等）

○東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱、住宅市街地総合整備事業制度要綱、都市防災推進事業制度要綱
○住宅地区改良法、小規模住宅地区改良事業制度要綱
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
○街なみ環境整備事業制度要綱

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

1　防災密集地域総合整備事業
(1)木造住宅密集地域整備事業

対象事業	調査・計画、基盤整備、建替促進ほか
補助率	国1/2、都1/4、区1/4ほか
実績件数(平成21年度)	68地区(うち50地区は都補助あり)

(2)都市防災不燃化促進事業

対象事業	建築助成費ほか
補助率	国1/2、都1/4、区1/4ほか
実績件数(平成21年度)	24地区

3　住宅地区改良事業等
(1)住宅地区改良事業、(2)小規模住宅地区改良事業

対象事業	改良住宅建設、不良住宅買収除却ほか
補助率	国2/3、都1/6、区市1/6ほか
実績件数(平成21年度)	1地区(地区改良)、0地区(小規模地区改良)

4　防災街区整備事業

対象事業	調査設計計画、土地整備、共同施設整備
補助率	国1/3、都1/6、区1/6ほか(補助金算定方式の特例あり)
実績件数(平成21年度)	1地区

※「1(1)木造住宅密集地域整備事業」の一部再掲である。

5　街なみ環境整備事業

対象事業	方針策定、街なみ整備ほか
補助率	国1/2、区市1/2
実績件数(平成21年度)	1地区(他に、整備方針作成中 1地区)

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

12　都市防災施設整備に関する事務（避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など）

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
5　住宅市街地総合整備事業などに関する事務											
(1) 住宅市街地総合整備事業などに関する事務	住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、当該事業に係る国庫補助の進達等を行う。	区						○		○区が行う住宅市街地総合整備事業等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都					○	○		○本事業に充てる社会資本整備総合交付金に係る申請等については、国からの通知により定められているとおり、区市町村が実施する事業分は都が取りまとめを行い進達する必要がある。 ○また、補助事業については、防災性の向上等、東京全体の都市機能の向上に資する事業が円滑に進捗するよう、都が区の取組を後押しする役割を果たす。 ○なお、拠点開発型事業のうち、区が整備計画を策定することが困難なものについて、都が策定した例がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　12　中区分　5　小区分　(1)

事業名	住宅市街地総合整備事業などに関する事務
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	防災性の向上等、東京全体の都市機能の向上に資する事業の円滑な進捗を図るためには、都が区の取組を後押しする役割を果たす必要がある。

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由
○	本事業に充てる社会資本整備総合交付金に係る申請等については、国からの通知により定められているとおり、区市町村が実施する事業分は都が取りまとめを行い進達する必要がある。

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業であり、地方公共団体等に対して、国が必要な助成を行うものである。

○都は、区が行う事業に係る国庫補助の進達等を行っている。

（区における実施状況）
○事業主体として、整備計画・事業計画の策定、公共施設の整備等を行っている。

（役割分担のあり方）
○本事業に充てる社会資本整備総合交付金に係る申請等については、国からの通知により定められているとおり、区市町村が実施する事業分は都が取りまとめを行い進達する必要がある。

○また、補助事業については、防災性の向上等、東京全体の都市機能の向上に資する事業が円滑に進捗するよう、都が区の取組を後押しする役割を果たす。

○なお、拠点開発型事業のうち、区が整備計画を策定することが困難なものについて、都が策定した例がある。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　12　中区分　5　小区分　(1)

事業名	住宅市街地総合整備事業などに関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	○	国の補助要綱に基づき行う区市町村への助言・検査等については、国の制度に基づく関与の事務であり、都が処理することが必要である。
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○区が行う住宅市街地総合整備事業等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。
　現在都が行っている事務のうち、国の補助事業に係る助言、検査等の事務については、引き続き都が担う方向で検討する必要があるが、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　12　中区分　5　小区分　(1)

事業名	住宅市街地総合整備事業などに関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、当該事業に係る国庫補助の進達等を行う。

（主な事務内容）

以下の事業に係る国庫補助の進達等を行う。

1　住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業で、地方公共団体等に対して、国が必要な助成を行う。

○整備計画の策定
　地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社が行う。
○事業計画の策定
　地方公共団体、事業者（民間を含む。）が行う。
○補助対象事業
・市街地住宅等整備
・居住環境形成施設整備
・防災街区整備事業
・関連公共施設整備　等
○事業のタイプ
・拠点開発型
・密集住宅市街地整備型
・街なか居住再生型

2　住宅市街地基盤整備事業

住宅宅地供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて、居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等の整備を総合的に行う事業について、地方公共団体、都市再生機構に対して、国が必要な助成を行う。

（関係法令等）

○住宅市街地総合整備事業制度要綱
○住宅市街地基盤整備事業制度要綱

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

1　住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

対象事業	整備計画策定、地区公共施設整備、関連公共施設整備
補助率	国1/3又は1/2
実績件数（平成21年度）	12地区14件

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

対象事業	調査・計画、基盤整備、建替促進ほか
補助率	国1/2、都1/4（※）、区1/4ほか
実績件数（平成21年度）	68地区（うち50地区は都も補助※）

※木造住宅密集地域整備事業助成の再掲

○都においては拠点開発型及び密集住宅市街地整備型を実施
・拠点開発型（区部で事業中の地区）
　都が整備計画を策定したもの　2地区（大川端 28.7ha、芝浦・港南 79.0ha）
　区が整備計画を策定したもの　13地区
・密集住宅市街地整備型
　原則として木造住宅密集地域整備事業と抱き合わせで施行

2　住宅市街地基盤整備事業

対象事業	公共施設整備
補助率	国1/2
実績件数（平成21年度）	2地区2件

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

13 土地区画整理事業の助成に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 土地区画整理事業の助成に関する事務											
(1)土地区画整理事業の助成に関する事務	土地区画整理事業に対する補助を行う。	区						○		○土地区画整理事業の施行者等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、事業者施行の土地区画整理事業の認可権等の区への移譲と合わせて、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都					○			○東京の市街地は、公共施設の整備促進、未利用地の活用、居住環境の改善、密集市街地の解消など多くの課題を抱えている。都市整備のあらゆる場面に適用される面的かつ総合的な整備手法である土地区画整理事業は、都市基盤整備の根幹ツールであり、その効果は極めて大きい。大都市東京の骨格となる都市基盤を確実に整備し、都市機能を維持向上させていくために、都は、東京全体のバランスを考慮した上で、区市町村や民間の取組を後押ししていくことが必要不可欠である。 ○土地区画整理事業の施行者又はこれに助成を行う区市町村に対して、都が広域的な立場から財政的な支援を行うことで、当該事業を強力に後押しし、円滑な事業実施を可能とするとともに、より効果的に東京全体の都市機能の向上に資することができる。 ○また、経費の補助にあわせ、都が施行者に対して、事業の施行及びその準備に必要な技術的支援を行うことにより、事業をより効果的に促進することが可能となる。 ○区は、地域の実情に応じたまちづくりを推進する立場から、必要に応じて助成を行うべきである。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　13　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の助成に関する事務
担当	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	○	理由　東京の市街地は、公共施設の整備促進、未利用地の活用、居住環境の改善、密集市街地の解消など多くの課題を抱えている。都が広域的な立場から財政的な支援を行うことにより、東京全体の都市機能の向上に資することができる。
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○公共施設の整備改善等を目的とした土地区画整理事業の促進を図るため、事業の施行者及び区市町村に対して助成を行っている。

（区における実施状況）
○事業の施行者に対して助成を行っている。

（役割分担のあり方）
○東京の市街地は、公共施設の整備促進、未利用地の活用、居住環境の改善、密集市街地の解消など多くの課題を抱えている。都市整備のあらゆる場面に適用される面的かつ総合的な整備手法である土地区画整理事業は、都市基盤整備の根幹ツールであり、その効果は極めて大きい。大都市東京の骨格となる都市基盤を確実に整備し、都市機能を維持向上させていくために、都は、東京全体のバランスを考慮した上で、区市町村や民間の取組を後押ししていくことが必要不可欠である。

○土地区画整理事業の施行者又はこれに助成を行う区市町村に対して、都が広域的な立場から財政的な支援を行うことで、当該事業を強力に後押しし、円滑な事業実施を可能とするとともに、より効果的に東京全体の都市機能の向上に資することができる。

○また、経費の補助にあわせ、都が施行者に対して、事業の施行及びその準備に必要な技術的支援を行うことにより、事業をより効果的に促進することが可能となる。

○区は、地域の実情に応じたまちづくりを推進する立場から、必要に応じて助成を行うべきである。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　13　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の助成に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	○	国の指導等に基づき行う申請の取りまとめや審査等については、国の制度に基づく関与の事務であり、都が処理することが必要である。
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○土地区画整理事業の施行者等に対して、国の補助事業に係わる事務や都独自の助成等を行う事業である。
　現在都が行っている事務のうち、国の補助事業に係る申請受理や審査等の事務については、引き続き都が担う方向で検討する必要があるが、都の補助事業については、「④－18組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務」（5ha以上）を区に移譲することと合わせ、事業者施行の土地区画整理事業の認可等の事務と助成の事業を一元的に行う観点も含め、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　13　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の助成に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

土地区画整理事業に対する補助を行う。

（主な事務内容）

○土地区画整理事業に対する補助

（通常の土地区画整理事業）

施行地区内の都市計画施設の整備に係る物件移転補償費、工事費及び用地評価額相当費の一部を補助する。

（都市再生土地区画整理事業）

国から都市再生土地区画整理事業補助交付要綱による事業、又は、まちづくり交付金交付要綱による事業として採択を受けた事業について、国庫補助金を控除した額の1／2を限度額として、土地区画整理事業に要する費用を補助する。

（関係法令等）

○東京都土地区画整理事業助成規程

（区との連携状況）

都市再生土地区画整理事業として補助採択を受けた組合施行について、国庫補助金を控除した額の1／2を区からも補助している。

（その他）

（都における事務処理の状況）

○土地区画整理事業に対する補助

対象事業	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業
補助率	10／10（国庫補助金等を除く）
交付対象	事業を施行する区市町村、組合等
実績件数（平成21年度）	区施行4地区（足立区、練馬区、葛飾区）
	組合施行3地区（墨田区、世田谷、練馬区）
対象事業	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業 （都市再生土地区画整理事業として国から補助採択された事業）
補助率	1／2（国庫補助金等を除く）
交付対象	事業を施行する区市町村、事業施行者に補助する区市町村
実績件数（平成21年度）	区施行1地区（足立区）
	組合施行1地区（中央区）

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

15　都市改造に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　土地区画整理事業の施行に関する事務											
(1)土地区画整理事業の施行に関する事務	道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を伴う土地区画整理事業を施行する。	区	△							○土地区画整理事業を施行する事務である。現在20ha以上の規模等の事業を都が施行することで都区が分担しているが、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都	○			○	○			○広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となって事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。 ○また、大規模な土地区画整理事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことからも、都が施行する必要がある。 ○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）における都区の役割分担は、以上の考え方に照らしても適切なものとなっている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　15　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の施行に関する事務
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	大規模な土地区画整理事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整を必要とすることから、都が施行する必要がある。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
○	大規模な土地区画整理事業は、一定期間に集中的な財政負担を伴うことから、区による施行は困難である。

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区等については、東京全体の都市機能の更新や防災性の向上を図る観点からも、都が施行する必要がある。

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき、道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行うものである。

○現在、都では１０地区（いずれも区部）で事業を施行しており、事業完了地区は１８地区（うち区部は１０地区）となっている。

（区における実施状況）
○現在、区では４区７地区で事業を施行しており、事業完了地区は３区６地区となっている。

（役割分担のあり方）
○広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となって事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。

○また、大規模な土地区画整理事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことからも、都が施行する必要がある。

○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成１２年３月２８日都区協議会決定）における都区の役割分担は次のとおりであるが、以上の考え方に照らしても適切なものとなっている。
・区は、原則として施行規模が２０ヘクタール未満の事業及び区道・区立公園等特別区の公共施設の整備を根幹とする事業を行い、都はそれ以外の事業を行う。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　15　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の施行に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	△	区を跨る事業など一体的に施行する必要がある事業は、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○土地区画整理事業を施行する事務である。
　現在、区は原則として施行規模が20ha未満の事業及び区道・区立公園等特別区の公共施設の整備を根幹とする事業を行い、都がそれ以外の事業を行うことで都区が分担しているが、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　15　中区分　1　小区分　(1)

事業名	土地区画整理事業の施行に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う土地区画整理事業を施行する。

（主な事務内容）

○調査、計画案作成
↓
○施行区域の都市計画決定
↓
○詳細調査、現況測量の実施
↓
○事業計画、施行規程の決定　（事業着手）
↓
○土地、建物の権利調査の実施
↓
○土地区画整理審議会、評価員の選任
↓
○換地設計の決定
↓
○仮換地の指定
↓
○建物等の移転、諸工事の実施
↓
○換地計画の決定
↓
○換地処分の通知、公告
↓
○土地、建物の登記
↓
○清算金の交付、徴収　（事業完了）

（関係法令等）

○都市計画、建築関連諸法令
○土地区画整理法、同法施行令、同法施行規則
○施行規程（地区ごとの条例）

（区との連携状況）

○事業調査及び計画案作成段階での協議　　○各地区地元のまちづくり協議会等への協力
○区画整理後の用途、容積及び地区計画等の決定　　○事業により整備した公共施設の管理引継ぎ

（その他）

○都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担
区は、原則として施行規模が20ヘクタール未満の事業及び区道・区立公園等特別区の公共施設の整備を根幹とする事業を行い、都はそれ以外の事業を行う。

（都における事務処理の状況）

都施行・区施行の事業（平成22年3月31日現在）

○都施行

・施行中　10地区　419.5ha

事業区分	地区名	所在区	面積(ha)	施行年度
大規模跡地開発	汐留	港	30.71	H6～23
	秋葉原	千代田、台東	8.76	H9～23
既成市街地再整備	田端	北	7.54	H9～25
	花畑北部	足立	54.44	H3～24
	瑞江駅西部	江戸川	30.38	H6～25
	篠崎駅東部	江戸川	19.35	H7～29
	六町	足立	69.03	H9～28
臨海部開発	晴海4・5丁目	中央	23.00	H17～26
	豊洲	江東	91.07	H9～23
	有明北	江東	85.19	H10～25

・完了(区部)　10地区　776.2ha

○区施行

・施行中　9地区　111.5ha
・完了　4地区　30.8ha

○参考

施行中の地区数　（平成22年3月31日現在）

施行者	区部	多摩	計
個人	4	2	6
組合	10	13	23
都	10	0	10
区市町	9	※　22	31
都市再生機構	1	0	1
都住宅供給公社	0	0	0
計	34	37	71

※うち15地区は（財）東京都新都市建設公社が受託施行

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

15　都市改造に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
2　市街地再開発事業の施行に関する事務											
(1)市街地再開発事業の施行に関する事務	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を施行する。	区	△							○市街地再開発事業を施行する事務である。現在３ha以上の区域面積等の地区を都が施行することで都区が分担しているが、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都	○			○	○			○広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となって事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。 ○また、大規模な市街地再開発事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことからも、都が施行する必要がある。 ○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）における都区の役割分担は、以上の考え方に照らしても適切なものとなっている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　15　中区分　2　小区分　(1)

事業名	市街地再開発事業の施行に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　大規模な市街地再開発事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整を必要とすることから、都が施行する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　都施行の市街地再開発事業は大規模であり、また重要な公共施設とあわせて市街地の整備を行うことから、早期の事業完了が求められる。一定期間に相当額の財政負担を伴う事業であるため、区による施行は困難である。
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区等については、東京全体の都市機能の更新や防災性の向上を図る観点からも、都が施行する必要がある。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地再開発事業を施行するものである。

○現在、都では４地区（いずれも区部）で事業を施行しており、事業完了地区は５地区（いずれも区部）となっている。

（区における実施状況）
○現在までのところ、区施行の市街地再開発事業は実施されていない。

（役割分担のあり方）
○広域的かつ重要な公共施設の整備を伴う地区、首都東京の活性化に資する地区、都市災害や環境改善のために緊急を要する地区を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難なものについては、都が主体となって事業を施行することにより、土地の利用増進及び高度利用、都市機能の更新や防災性の向上などを図る必要がある。

○また、大規模な市街地再開発事業は、公共施設の整備や土地利用の変化による影響範囲が広く、各区の区域を超えた広域的な調整が必要である上、一定期間に集中的な財政負担を伴うことからも、都が施行する必要がある。

○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成１２年３月２８日都区協議会決定）における都区の役割分担は次のとおりであるが、以上の考え方に照らしても適切なものとなっている。

・都は、原則として、施行区域面積が３ヘクタール以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区を施行する。区は、原則として、施行区域面積が３ヘクタール未満の地区を施行する。ただし、緊急に施行する必要がある等特別の事情があり、都と区との協議により都の分担とされた地区は都が施行する。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　15　中区分　2　小区分　(1)

事業名	市街地再開発事業の施行に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	△	区を跨る事業など一体的に施行する必要がある事業は、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○市街地再開発事業を施行する事務である。
　現在、区は原則として施行区域面積が3ha未満の地区を施行し、都は原則として３ha以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区、また、緊急に施行する必要があるなど特別の事情があり、都区の協議により都の分担とされた地区を施行することで都区が分担しているが、身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　15　中区分　2　小区分　(1)

事業名	市街地再開発事業の施行に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を施行する。

（主な事務内容）

市街地再開発事業の施行

○事業化検討
↓
○事業化調査
↓
○都市計画決定
↓
○事業計画、施行規程の決定（事業着手）
↓
○土地・建物の権利調査の実施、用地測量の実施
↓
○市街地再開発審査会委員の選任
↓
○管理処分計画の決定
↓
○用地取得、建物等の移転
↓
○特定建築者の募集、決定
↓
○建物建築工事・道路等公共工事の実施
↓
○権利者の建物への入居
↓
○公共施設の管理者への引継
↓
○土地、建物の登記
↓
○清算金の交付・徴収

（関係法令等）

○都市再開発法

（区との連携状況）

○再開発協議会を設置し、事業推進に向けた協議・調整を行っている。
○地区内の既設公共施設及び将来設置公共施設（道路・公園等）についての管理者協議を行っている。

（その他）

○都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担
　都は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール以上で、かつ重要な公共施設を整備する地区を施行する。区は、原則として、施行区域面積が3ヘクタール未満の地区を施行する。ただし、緊急に施行する必要がある等特別の事情があり、都と区との協議により都の分担とされた地区は都が施行する。

（都における事務処理の状況）

都施行・区施行の事業（平成22年4月1日現在）

○都施行

・施行中　　4地区　115.1ha（いずれも第二種再開発事業）

事業区分	地区名	所在区	面積(ha)	施行年度
都市防災の強化	亀戸・大島・小松川	江東、江戸川	98.6	S54～H25
都市機能の更新	北新宿	新宿	4.7	H10～H23
	環二新橋・虎ノ門	港	8.0	H14～H26
	大橋	目黒	3.8	H16～H24

・完了　　5地区　85.1ha

○区施行

（実績なし）

○参考

施行中の地区数　　（平成22年3月31日現在）

施行者	区部	多摩	計
個人	2	0	2
組合	15	1	16
都	5	0	5
区市	0	2	2
都市再生機構	4	1	5
計	26	4	30

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

15　都市改造に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
3　沿道一体整備事業の施行に関する事務											
(1)沿道一体整備事業の施行に関する事務	沿道の効率的な土地利用、防災機能の向上等を図るため、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進める。	区	△							○道路整備と一体的に沿道のまちづくりを進める事業を施行する事務である。身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都		○						○道路整備に連動した沿道の効率的な土地利用や防災機能の向上を図るためには、道路整備と一体的に沿道まちづくりの構想、検討、調整等を行っていくことが望ましい。例えば、道路整備に伴い発生する事業残地の活用や、建物の共同化に対応する歩道の整備など、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進めるメリットは大きく、同一主体が担うことが合理的かつ効率的である。 ○このため、都道の整備と一体的に進める沿道まちづくりについては、道路整備の主体である都が、区と連携・調整を図り、地域住民の意向を反映しながら進める必要がある。 ○また、区が区道の整備と一体的に沿道のまちづくり進める場合は、都は区に対して、他の地区における施行手法の情報提供などの技術的支援を行っていく必要がある。 ○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　15　中区分　3　小区分　(1)

事業名	沿道一体整備事業の施行に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由　道路整備に伴い発生する事業残地の活用や、建物の共同化に対応する歩道の整備など、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進めるメリットは大きく、同一主体が担うことが合理的かつ効率的である。このため、都道の整備と一体的に進める沿道まちづくりについては、道路整備の主体である都が、区と連携・調整を図り、地域住民の意向を反映しながら進める必要がある。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○道路整備と一体的に進める沿道まちづくりは、道路整備に合わせて民間活力を誘導しつつ、区と連携して地域住民の意向を反映したまちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進する手法である。
　特に、木造住宅密集地域においては、道路整備と連携した建物の共同化などによる沿道の不燃化により、延焼遮断帯の形成と防災機能の向上を図る。
　本事業は、国の施策である「一体開発誘発型街路事業」などにより、民間活力による沿道開発を誘導するため、街路事業の立ち上げ期における沿道関係者との調整・合意形成などに国費を導入している。

（区における実施状況）
○一部の区において、区道の整備と一体的に沿道まちづくり事業を実施している。

（役割分担のあり方）
○道路整備に連動した沿道の効率的な土地利用や防災機能の向上を図るためには、道路整備と一体的に沿道まちづくりの構想、検討、調整等を行っていくことが望ましい。例えば、道路整備に伴い発生する事業残地の活用や、建物の共同化に対応する歩道の整備など、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進めるメリットは大きく、同一主体が担うことが合理的かつ効率的である。

○このため、都道の整備と一体的に進める沿道まちづくりについては、道路整備の主体である都が、区と連携・調整を図り、地域住民の意向を反映しながら進める必要がある。

○また、区が区道の整備と一体的に沿道のまちづくり進める場合は、都は区に対して、他の地区における施行手法の情報提供などの技術的支援を行っていく必要がある。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記の理由により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　15　中区分　3　小区分　(1)

事業名	沿道一体整備事業の施行に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	△	区を跨る事業など一体的に施行する必要がある事業は、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○道路整備と一体的に沿道のまちづくりを進める事業を施行する事務である。
　身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、複数区にまたがり一体的に施行する必要がある事業等を除き特別区が担う方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　15　中区分　3　小区分　(1)

事業名	沿道一体整備事業の施行に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

沿道の効率的な土地利用、防災機能の向上等を図るため、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進める。

（主な事務内容）

○沿道一体整備事業の施行

道路整備と一体的に進める沿道まちづくりは、道路整備に合わせて民間活力を誘導しつつ、区と連携して地域住民の意向を反映したまちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進する手法である。

特に、木造住宅密集地域においては、道路整備と連携した建物の共同化などによる沿道の不燃化により、延焼遮断帯の形成と防災機能の向上を図る。

本事業は、国の施策である「一体開発誘発型街路事業」により、民間活力による沿道開発を誘導するため、街路事業の立ち上げ期における沿道関係者との調整・合意形成などに国費を導入している。

（関係法令等）

（区との連携状況）

○沿道のまちづくりについて、区と連携して、地元協議会等への参画、まちづくり相談会や意向調査の実施、共同化等の事業スキームの提示などを実施している。また、地元区による地区計画の策定や不燃化促進事業の実施等に対して、都市計画の事前協議や補助金等を交付する立場等を通じて様々な支援を行っている。

（その他）

（都における事務処理の状況）

○事業中（5地区）　（平成21年9月現在）

地区名（路線名）	所在区	延長(m)	幅員(m)
鐘ヶ淵（補助第120号線）	墨田	370	20
東池袋（補助第81号線）	豊島	610	25
土支田・高松（補助第230号線）	練馬	560	18
十条（補助第83号線）	北	640	20
目黒本町（補助第46号線）	目黒	510	20

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

16 しゃれた街並みづくりの推進に関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 しゃれた街並みづくりの推進に関する事務											
(1) しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅力ある街並みの形成に結び付けるため、「街区再編まちづくり制度」「街並み景観づくり制度」「まちづくり団体の登録制度」の運用を行う。	区								○都市計画法等の適切な運用を図りながら、住民、事業者、まちづくり団体による主体的な都市づくりを推進し、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成する制度を運用する事務である。身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、都市計画関係や景観行政関係の事務の区への移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○			○			○魅力的な街並みの形成を推進するに当たっては、都は広範囲にわたる景観等の連続性を考慮した取組を行い、区は一定範囲の地域の街並み景観の向上を目的とした取組を行っていく必要がある。 ○街区再編まちづくり制度については、都は広域的な影響や周辺景観との整合を勘案した制度の運用を行い、区は街並み再生に向けた地元との調整等を行うことにより、魅力的なまちづくりの推進に向け、都区が密接な連携を図りながら進めることが必要である。 ○また、街並み景観づくり制度については、民間主体の創意工夫による良好な景観形成を支援する観点から、東京の街並みを印象付ける地区を選定し、まちづくり活動を支援するものであり、都が広域的に制度を運用していくべきである。 ○なお、公開空地等を活用したまちづくり団体の登録制度については、東京全体の魅力の向上に資する地区において、まちづくり活動を行う団体を登録し、その活動を促進するものであり、都が広域的な視点に立って行う必要がある。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　16　中区分　1　小区分　(1)

事業名	しゃれた街並みづくりの推進に関する事務
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	理由　制度の運用に当たっては、広域的な影響や周辺景観との整合を勘案する必要がある。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
○	理由　街並み景観づくり制度における街並みデザイナーの選任・登録業務等について、各区が個別に行うことは非効率である。

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	理由　街並みが広範囲に拡がる東京の特殊性から、景観づくりに際して配慮すべき周辺区域の範囲が各区の区域を超えることが多く、都市全体として良好な景観を形成していく観点から、都が制度を運用する必要がある。

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由
	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅力ある街並みの形成に結びつけるため、「街区再編まちづくり制度」「街並み景観づくり制度」「まちづくり団体の登録制度」の運用を行う。

（区における実施状況）
○街区再編まちづくり制度における街並み再生方針の素案を地域の住民等と共に作成するなど、まちづくりの検討を行っている。

（役割分担のあり方）
○魅力的な街並みの形成を推進するに当たっては、都は広範囲にわたる景観等の連続性を考慮した取組を行い、区は一定範囲の地域の街並み景観の向上を目的とした取組を行っていく必要がある。

○街区再編まちづくり制度については、都は広域的な影響や周辺景観との整合を勘案した制度の運用を行い、区は街並み再生に向けた地元との調整等を行うことにより、魅力的なまちづくりの推進に向け、都区が密接な連携を図りながら進めることが必要である。

○また、街並み景観づくり制度については、民間主体の創意工夫による良好な景観形成を支援する観点から、東京の街並みを印象付ける地区を選定し、まちづくり活動を支援するものであり、都が広域的に制度を運用していくべきである。

○なお、公開空地等を活用したまちづくり団体の登録制度については、東京全体の魅力の向上に資する地区において、まちづくり活動を行う団体を登録し、その活動を促進するものであり、都が広域的な視点に立って行う必要がある。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　16　中区分　1　小区分　(1)

事業名	しゃれた街並みづくりの推進に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○都市計画法等の適切な運用を図りながら、住民、事業者、まちづくり団体による主体的な都市づくりを推進し、個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成する制度を運用する事務である。

身近な地域のまちづくりや住民生活に密着した事業であり、「①-1都市計画決定に関する事務」における3haを超える地区計画の決定や、「④－92景観行政団体の事務などに関する事務」、「④－19条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務」等、都市計画関係や景観行政関係の事務の区への移譲と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　16　中区分　1　小区分　(1)

事業名	しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	（事務の概要） 都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅力ある街並みの形成に結び付けるため、「街区再編まちづくり制度」「街並み景観づくり制度」「まちづくり団体の登録制度」の運用を行う。 （主な事務内容） 1　街区再編まちづくり制度 密集市街地など、まちづくりの様々な課題を抱える地域において、都市計画に基づく規制緩和などを活用して、細分化された敷地の統合や細街路の付け替えなどを行いながら、共同建替等のまちづくりを進めることにより、個性豊かで魅力のある街並みの実現を図る。 (1)街並み再生地区の指定・街並み再生方針の決定 土地利用の状況その他の規則で定める基準に該当する土地の区域のうち、街区再編まちづくりを行う必要性が特に高い地区を「街並み再生地区」に指定し、あわせて、まちづくりのガイドラインとなる「街並み再生方針」を定め、合意形成と事業化検討を促進する。 (2)再開発等促進区を定める地区計画の決定 街並み再生地区の全部又は一部について、再開発等促進区(都市計画法第12条の5第3項)を定める地区計画を決定する。 2　街並み景観づくり制度 個性豊かで魅力のある街並み景観づくりを一体的に推進する必要性が特に高い地区において、地域の主体性に基づく街並み景観づくりを推進する。 (1)街並み景観重点地区の指定 歴史的・文化的な特色のある景観を備える地区、道路整備に伴い沿道の建替えが進む地区、景観への影響が大きい大規模プロジェクトが行われる地区等を、街並み景観重点地区に指定する。 (2)街並みデザイナーの選任、街並み景観ガイドラインの作成 街並み景観重点地区内の住民等が結成する街並み景観(準備)協議会を当該地区の街づくり団体として都に登録する。景観(準備)協議会は、都が定める候補者から景観づくりの専門家である街並みデザイナーを選任し、街並みデザイナーの支援の下で、街並み景観ガイドラインを作成する。 (3)街並み景観ガイドラインの承認、街並み景観の自主的コントロール 都は、景観(準備)協議会が作成した街並み景観ガイドラインを、景観づくりの地域ルールとして承認する。街並み景観協議会は、当該ガイドラインに基づき、当該地区の景観づくりをコントロールすることが可能となる。 3　まちづくり団体の登録制度 地域の特性を生かし魅力を高めるまちづくり活動を主体的に行う団体を登録し、その活動を促進することにより、民間の発意を引き出しながら地域の魅力を高める。 (1)街並み景観づくり活動 街並み景観重点地区において、街並みデザイナーと共同して街並み景観ガイドラインを定め、地区内の建築物をガイドラインに適合するよう誘導する。 (2)公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動 大規模な都市開発プロジェクト(都決定案件、知事許可案件に限る。)によって整備された一体性のある一定規模以上の公開空地等における登録団体の活動を促進することによって地域のにぎわいを高める。 （関係法令等） ○東京のしゃれた街並みづくり推進条例 （区との連携状況） 街並み再生地区の指定、街並み再生方針の策定、都市計画の決定、街並み景観重点地区の指定、街並み景観ガイドラインの承認に際しては、地元区と密接な調整を行っている。 （その他）	（都における事務処理の状況） 1　街区再編まちづくり制度 (1)街並み再生地区の指定、街並み再生方針の決定 ・3地区(武蔵小山駅東地区、南池袋二丁目地区、新宿六丁目西北地区)を指定(平成22年3月1日現在) (2)再開発等促進区を定める地区計画の決定等 ・武蔵小山駅東地区 平成17年6月：地区計画の決定(都決定) 平成21年6月：地区計画の変更(都決定) ・南池袋二丁目地区 平成21年7月：地区計画の決定(一部区域：区決定) ・新宿六丁目西北地区 平成19年8月：地区計画の決定(都決定) 平成20年12月：地区計画の変更(都決定) 2　街並み景観づくり制度 (1)街並み景観重点地区の指定 ・10地区を指定(平成22年3月31日現在) ・平成21年度の新規指定なし (2)街並みデザイナーの選任 ・個人26人、法人12名を名簿登載(平成21年3月31日現在) ・平成21年度の新規選任なし (3)街並み景観ガイドラインの承認 ・上記(1)の10地区のうち、4地区で協議会が策定したガイドラインを承認済み (常盤台一・二丁目、赤坂九丁目地区、柴又帝釈天周辺地区及び汐留西地区) ・平成21年度の新規承認なし 3　まちづくり団体の登録制度 (1)街並み景観づくり活動を行う団体(街並み景観協議会)の登録状況 ・4団体を登録(平成22年3月1日現在) (2)公開空地等における地域のにぎわいを向上させる活動を行う団体の登録状況 ・14団体を登録(平成22年3月1日現在) ・平成21年度は、1団体を新規に登録

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

17 建築物の耐震改修の促進などに関する事務

事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 建築物の耐震改修の促進などに関する事務											
(1)建築物の耐震改修の促進などに関する事務	耐震化に対する意識啓発、建築物の耐震化促進を行う。	区	○							○民間の建築物の耐震改修を促進するための啓発・相談や区が行う耐震診断・耐震改修等への助成事業に対する補助等を行う事務である。耐震化の促進は、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であるが、現在都が行っている事務のうち、都の補助事業や戸別訪問等の事業については、都が広域的な立場で基本的な役割を果たすべきものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○			○			○都内の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して施策を推進する必要がある。 ○耐震化助成については、個々の助成は地域の実情に応じて区が実施し、都は震災対策上公共性が高いなど広域的な観点から必要があるものを対象に、区に対して財政的支援を行う必要がある。なお、都市防災上、広域的な観点から必要があるものとしては、防災都市づくり推進計画における整備地域内の木造住宅の耐震化、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等が挙げられる。 ○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組むマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。 ○耐震化に関する普及啓発については、都は専門的な相談にも対応できる総合相談窓口の設置、耐震診断事務所の登録・紹介等を行い、区は住民に身近な相談業務等を行うなど、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な普及啓発が可能となる。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　17　中区分　1　小区分　(1)

事業名	建築物の耐震改修の促進などに関する事務
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	防災都市づくり推進計画における整備地域内の木造住宅の耐震化や、各区を結ぶ緊急輸送道路沿道建築物の耐震化などについては、各区の区域を超えた広域的な視点からの取組が必要である。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
○	耐震化に関する普及啓発については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な普及啓発が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	都市機能が高度に集積し、市街地が連たんしている区部において、大地震発生時の被害を最小限に抑え、災害に強い東京を実現するためには、各区の取組状況を踏まえた上での、都による統一的な取組が不可欠である。

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○建物所有者の主体的な取組を支援するため、震災対策上必要性の高い建築物の耐震診断、耐震改修等への助成事業を実施する区市町村に対して財政的支援を行っているほか、耐震化に関する普及啓発を広く行っている。

（区における実施状況）
○相談窓口の設置や耐震化助成事業を実施しており、助成対象となる建物用途や助成割合・上限額などを各区で設定している。

（役割分担のあり方）
○都内の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して施策を推進する必要がある。

○耐震化助成については、個々の助成は地域の実情に応じて区が実施し、都は震災対策上公共性が高いなど広域的な観点から必要があるものを対象に、区に対して財政的支援を行う必要がある。なお、都市防災上、広域的な観点から必要があるものとしては、防災都市づくり推進計画における整備地域内の木造住宅の耐震化、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等が挙げられる。

○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組むマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。

○耐震化に関する普及啓発については、都は専門的な相談にも対応できる総合相談窓口の設置、耐震診断事務所の登録・紹介等を行い、区は住民に身近な相談業務等を行うなど、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な普及啓発が可能となる。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
㊀	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　17　中区分　1　小区分　(1)

事業名	建築物の耐震改修の促進などに関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	各区市町村が実施する身近な場所での啓発・相談や助成等を補完し、広く都民全般を対象に啓発・相談、助成等を行う必要があるものについては、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○民間の建築物の耐震改修を促進するための啓発・相談や区が行う耐震診断・耐震改修等への助成事業に対する補助等を行う事務である。耐震化の促進は、都と区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務であり、現在都が行っている事務は、広く都全域の住民や事業者を対象に啓発・相談等を行うものとして、基本的には広域的な対応を要するものと考えられる。しかし、都の補助事業や戸別訪問等の事業については、都が広域的な立場で基本的な役割を果たすべきものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　17　中区分　1　小区分　(1)

事業名	建築物の耐震改修の促進などに関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

耐震化に関する普及啓発、建築物の耐震化促進を行う。

（主な事務内容）

1　耐震化に関する普及啓発
(1)ホームページ、リーフレット等による助成制度等の紹介
(2)総合相談窓口での相談対応、耐震診断事務所の紹介
(3)「東京都耐震ポータルサイト」の開設による耐震化に関する情報提供
(4)関係団体等と連携した耐震キャンペーンの実施
(5)区市町村との連携及び関係団体等を活用した戸別訪問の実施
(6)区市町村による建物所有者等への直接的名普及啓発活動の実施

2　建築物の耐震化促進
(1)木造住宅の耐震化促進
①木造住宅耐震化助成制度
整備地域内の住宅を対象として、耐震診断、耐震改修・建替に係る助成事業を実施する区に対して助成する。
②木造住宅耐震診断事務所登録制度
耐震診断技能の普及・向上を図るとともに、登録事務所を建物所有者に情報提供する。
③木造住宅のための安価で信頼できる耐震改修工法の紹介
耐震改修の実施例、耐震装置のアイデア等を公募し、事例集を作成して建物所有者に紹介する。

(2)マンションの耐震化促進
①マンションの耐震化に関する相談窓口の開設
②マンション耐震化促進事業
旧耐震基準で建設されたマンションを対象として、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修等の助成事業を実施する区市町村に対して補助を行う。

(3)緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
①緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度
緊急輸送道路沿道建築物を対象として、耐震診断・改修等に係る助成事業を実施する区市町に対して助成する。

（関係法令等）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律、同法第5条に基づく東京都耐震改修促進計画
○東京都木造住宅耐震化促進事業制度要綱、東京都木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱
○東京都マンション耐震化促進事業制度要綱
○東京都緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業制度要綱、東京都緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱

（区との連携状況）

○耐震キャンペーン等の啓発・広報、緊急輸送道路沿道の建物所有者に対する戸別訪問等を区と連携して実施

（その他）

（都における事務処理の状況）

2(1)①木造住宅耐震化助成制度

対象事業	整備地域内の木造住宅
補助率	耐震診断：事業費の1/6かつ区市町村補助ノ1/4以内
	耐震改修：事業費の5.5/40かつ区市町村補助の1/4以内
	建替　　：耐震改修の場合と同額を補助
	除却工事：事業費の5.5/40かつ区市町村補助の1/4以内
実績件数（平成21年度）	診断371件、改修78件

2(2)②マンション耐震化促進事業

対象事業	耐火又は準耐火、延べ面積1,000㎡以上、地上3階建以上の分譲マンション
補助率	耐震アドバイザー派遣：事業費の1/6かつ区市町村補助額の1/4以内
	耐震診断：事業費の1/6かつ区市町村補助額の1/4以内
	耐震改修設計：事業費の1/6かつ区市町村補助額の1/4以内
	耐震改修工事：工事費×23%の1/4かつ区市町村補助額の1/4以内
実績件数（平成21年度）	アドバイザー22件、診断40件、改修2件

2(3)①緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

対象事業	緊急輸送道路沿道の一定高さ以上の建築物（法6条3号）
補助率	アドバイザー派遣：事業費の1/6かつ区市町村補助額の1/4以内
	耐震診断：事業費の7/30かつ区市町村補助額の7/24以内
	補強設計：事業費の1/6かつ区市町村補助の1/4以内
	耐震改修、除却、建替 ：床面積5,000㎡までは事業費の1/6かつ区市町村補助の1/4以内 床面積5,000～10,000㎡は1/12かつ区市町村補助の1/4以内
実績件数（平成21年度）	診断19件、設計6件、改修3件

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

18 民間住宅施策の推進に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 民間住宅施策の推進に関する事務											
(1)民間住宅施策の推進に関する事務	総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。	区	○							○マンションをはじめ、良質な民間住宅の確保に向けて普及啓発・相談、支援等を行う事務である。現在都が行っている事務のうち、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○			○			○住環境は、都民の根幹的な生活基盤であり、すべての都民が安心して暮らすことのできる住環境の整備・確保は、都民福祉の向上という都の責務そのものである。都は、そういう観点から、都内全域を通じて一定水準の良質な住環境を整備するための取組を行い、一方で区は、地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区連携の下、より効果的な住宅施策を推進していくことが可能となる。 ○マンションの耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを進めるためには、都は広域的な立場から、マンションの耐震化、改良・修繕、建替え等を進める区に対する支援等を行っていく必要がある。 ○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組むマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。 ○マンション施策や住宅の供給誘導の普及啓発等については、良好な住環境水準を確保するため、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　18　中区分　1　小区分　(1)

事業名	民間住宅施策の推進に関する事務	
担当	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　すべての都民が安心して暮らすことができるよう、一定水準の良好な住環境を確保するためには、全都的な視点に立った取組が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック ○	理由　マンション施策や住宅の供給誘導の普及啓発等については、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック ○	理由　住宅や人口が高度に集積し、市街地が連たんしている区部において、マンションの耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを進めるためには、各区の取組状況を踏まえた上での、都による広域的な取組が必要である。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○すべての都民がその世帯の構成に応じて、良好な住環境の下で、安心して暮らすことのできる住宅を確保できるようにするため、耐震化支援等の総合的なマンション施策や、良質で多様な住宅の供給誘導を推進している。

（区における実施状況）
○マンションの適正な維持管理や耐震化などに取り組む管理組合に対し、様々な支援が実施されている。

（役割分担のあり方）
○住環境は、都民の根幹的な生活基盤であり、すべての都民が安心して暮らすことのできる住環境の整備・確保は、都民福祉の向上という都の責務そのものである。都は、そういう観点から、都内全域を通じて一定水準の良質な住環境を整備するための取組を行い、一方で区は、地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区連携の下、より効果的な住宅施策を推進していくことが可能となる。

○マンションの耐震化を促進し、震災に強い都市づくりを進めるためには、都は広域的な立場から、マンションの耐震化、改良・修繕、建替え等を進める区に対する支援等を行っていく必要がある。

○また、大地震発生時の被害を最小限に抑えるためには、住民に身近な区が、国及び都の補助を活用し、耐震化に取り組むマンションの管理組合を強力に支援することにより、マンションの耐震化を加速していく必要がある。

○マンション施策や住宅の供給誘導の普及啓発等については、良好な住環境水準を確保するため、都区がそれぞれの立場から取り組むことにより、効果的な事業実施が可能となるものであり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　18　中区分　1　小区分　(1)

事業名	民間住宅施策の推進に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	各区市町村が実施する身近な場所での普及啓発・相談、支援等を補完し、広く都全域を対象に普及・相談、支援を行う必要があるものについては、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○マンションをはじめ、良質な民間住宅の確保に向けて普及啓発・相談、支援等を行う事務である。

　現在都が行っている事務は、普及啓発や相談、利子補給等の事務のように、特別区が身近な場所で行っている事務を広域自治体の立場で補完するもの、あるいは、都内全域の事業者と連携して広域的観点から市場形成を行いながら良質で多様な戸建て住宅の供給誘導を行うものなど、基本的に広域的な対応を要するものと考えられるが、都の補助事業については、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　18　中区分　1　小区分　(1)

事業名	民間住宅施策の推進に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）

総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。

（主な事務内容）

1　マンション施策の推進

(1)普及啓発

マンションに係るガイドラインやガイドブックを作成し、普及啓発を図っている。

(2)相談支援

①アドバイザー制度

管理組合等の自主的な取組を支援するため、有償でアドバイザーを派遣している。

②相談体制の整備

各区市の分譲マンションに係る相談窓口で受け付けた相談のうち、専門家による対応が必要と判断されたものについて、都において専門相談として対応している(弁護士及び一級建築士による対応)。

(3)各種支援

①マンションの耐震化の支援(再掲)

耐震化に関する相談窓口の開設や区市町村が実施する耐震診断助成、耐震改修助成、耐震アドバイザー派遣事業への補助を実施する。

②マンション修繕・改修への支援

独立行政法人住宅金融支援機構の融資を受けて、共用部分の改良・修繕を行うマンションの管理組合に対し、融資の償還に際し、利子の一部を補給する。

③マンションの建替えの支援

ア　都営住宅等による仮住居の提供

イ　都市居住再生促進事業(マンション建替えタイプ)

住宅マスタープランに定める住生活基本法に基づく重点供給地域において、一定の要件を満たすマンションの建替事業を対象に、区市と連携して、事業費の一部を補助する。

2　良質で多様な住宅の供給誘導

(1)良質で低廉な戸建住宅の供給促進

住宅生産における合理化手法の普及、住宅の質・価格や住宅生産者に関する情報提供

(2)安心して取引できる戸建既存住宅市場の形成促進

東京都中古住宅流通促進連絡会の運営、ガイドブックの作成

(3)都民住宅供給助成

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づき、一定の基準を満たす良質な賃貸住宅を中堅所得者に対し適正な家賃負担で供給する制度で、国と都で建設費と家賃を補助する。新規供給は平成15年度で終了。

(4)優良民間賃貸住宅等供給助成

土地所有者等が、バリアフリー化等の一定の基準を満たす良質な賃貸住宅を建設する場合に、都が建設資金に利子補給を行う。新規供給は平成15年度で終了。

（関係法令等）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律
○マンションの建替えの円滑化等に関する法律
○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（区との連携状況）

○区が実施している耐震化や建替えの支援に関する助成事業等に対し、事業費の一部を補助している。
○マンション施策の推進に当たり、連携・協議の場として、分譲マンション施策推進行政連絡会を設置している。

（その他）

（都における事務処理の状況）

1　マンション施策の推進

(1)　普及啓発

・マンション管理ガイドライン(平成17年10月)
・分譲マンション維持・管理ガイドブック(平成21年2月改訂)
・長期修繕計画・計画修繕ガイドブック(平成12年3月)
・マンション建替えガイドブック(平成18年3月)
・分譲マンション建替えガイド(平成15年3月)

(2)　相談支援

・分譲マンション管理アドバイザー制度(平成12年度開始)　平成21年度実績 33件
・分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度(平成14年度開始)　平成21年度実績 18件
・専門相談(平成14年度開始)　平成21年度実績 34件

(3)各種支援

・マンション耐震診断助成(平成18年度開始)　平成21年度実績 45棟2,538戸
・マンション耐震改修助成(平成20年度開始)平成21年度実績 2棟139戸
・マンション耐震アドバイザー派遣(平成21年度開始)平成21年度実績 22件
・マンション改良工事助成(平成4年度開始)平成21年度実績 66件3,029戸
・都市居住再生促進事業(平成16年度開始)　平成21年度実績 2地区

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

19 都営住宅の供給に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 都営住宅の供給に関する事務											
(1)都営住宅の供給に関する事務	公営住宅法に基づき、都営住宅の建設・管理を行う。	区	△							○公営住宅の建設や管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在、区は小規模な事業を担当し、都は大規模な事業を担当することで都区が分担し、概ね100戸程度までの規模の団地等を区に順次移管することとしているが、区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都				○				○豊かでいきいきとした居住を実現するためには、地域におけるまちづくりと連動した住宅施策の展開が必要であり、さらに、急速に進展する少子高齢社会においては、住宅施策と福祉施策が連携し、住宅サービスと福祉サービスを一体的に供給する必要がますます高まっている。このため、地域社会の公営住宅需要に対して、区がより主体的に対応することが一層求められている。 ○一方で、大規模な団地等については、各区が整備・管理を行うことは財政負担と人的資源の両面から困難であることに加え、公営住宅法の趣旨に則り、都も引き続き一定の責任を果たす必要があることから、都が担うべきである。 ○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）において、公営住宅の設置・管理に関する都区の役割分担が明確にされ、「移管対象はおおむね100戸程度までの規模の団地とする。」とされた。同大綱の内容を着実に実施し、地域の実情に応じた住宅供給を一層推進するため、都は推進計画を策定し、各区との協議を鋭意進めているところであるが、平成21年度末現在の進捗率は14.7%にとどまっている。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　19　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都営住宅の供給に関する事務
担当	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
チェック	理由
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由　大規模な団地等については、各区が整備・管理を行うことは財政負担と人的資源の両面から困難である。
○	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）

○公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、都民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、都営住宅の整備・管理を行っている。

○おおむね100戸程度までの規模の団地については、各区との協議が調ったものから区へ移管している。

（区における実施状況）

○全区において区営住宅の管理を行っている。

（役割分担のあり方）

○豊かでいきいきとした居住を実現するためには、地域におけるまちづくりと連動した住宅施策の展開が必要であり、さらに、急速に進展する少子高齢社会においては、住宅施策と福祉施策が連携し、住宅サービスと福祉サービスを一体的に供給する必要がますます高まっている。このため、地域社会の公営住宅需要に対して、区がより主体的に対応することが一層求められている。

○一方で、大規模な団地等については、各区が整備・管理を行うことは財政負担と人的資源の両面から困難であることに加え、公営住宅法の趣旨に則り、都も引き続き一定の責任を果たす必要があることから、都が担うべきである。

○なお、地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱（平成12年3月28日都区協議会決定）において、公営住宅の設置・管理に関する都区の役割分担が明確にされ、「移管対象はおおむね100戸程度までの規模の団地とする。」とされた。同大綱の内容を着実に実施し、地域の実情に応じた住宅供給を一層推進するため、都は推進計画を策定し、各区との協議を鋭意進めているところであるが、平成21年度末現在の進捗率は14.7%にとどまっている。

（役割分担の見直しの必要性）

○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　19　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都営住宅の供給に関する事務
担当局	都市整備局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
△	個々の特別区の区域を越えて広域利用を図る観点から配置を計画すべき公営住宅の建設・管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

○公営住宅の建設や管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。
　現在、区は小規模な事業を担当し、都は大規模な事業を担当すること、また、小規模な住宅団地の建設は、区において主体的に進めることで都区が分担し、概ね100戸程度までの規模の団地等について都区協議の整ったものから順次区に移管することとしているが、各区の住宅事情に応じて地域のまちづくり等との整合性が図れるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

○見直しに当たっては、都内の公営住宅の建設が都の広域的な計画に基づき行われてきた経緯から地域的に偏在していることや、戦後の復興期から高度成長期に建設された住宅が多いため、老朽化に伴う建替え等の対応は急務であるが、敷地内による建替え等や入居者の転居先の確保などが困難な小規模住宅も多く存在していること等、様々な課題を抱えていることを考慮する必要がある。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　19　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都営住宅の供給に関する事務
担当	都市整備局

事務の内容

（事務の概要）
公営住宅法に基づき、都営住宅の整備・管理を行う。

（主な事務内容）

1　都営住宅の整備

・都営住宅建替事業

・都営住宅スーパーリフォーム事業

・都営住宅の耐震診断と耐震改修

2　都営住宅の管理

・入居者の決定

・使用料の設定

・使用料の徴収

・使用料の減免

・居住者の指導

・高額所得者の明渡し

・都営住宅の修繕

・財産管理

（関係法令等）
○公営住宅法

（区との連携状況）

（その他）
○都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担
おおむね100戸程度までの規模の団地を移管する。

（都における事務処理の状況）

○区部の都営住宅（平成21年度末現在）

区名	団地数	戸数
千代田区	3	306
中央区	8	1,441
港区	18	5,254
新宿区	19	7,270
文京区	9	574
台東区	8	1,013
墨田区	22	6,643
江東区	80	21,320
品川区	16	3,487
目黒区	10	765
大田区	54	6,798
世田谷区	59	6,265
渋谷区	18	2,188
中野区	26	1,925
杉並区	40	3,458
豊島区	8	1,345
北区	51	14,403
荒川区	24	4,008
板橋区	92	11,197
練馬区	133	12,648
足立区	146	31,751
葛飾区	136	11,733
江戸川区	70	13,182
計	1,050	168,974

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 都立公園の整備・管理に関する事務											
(1)都立公園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園（47公園（平成22年4月1日現在）うち有料公園8庭園）の整備・管理を行う。	区	△							○公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在計画面積10ha以上の公園　及び文化財指定庭園等を都が設置管理することで都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都	○	○		○	○			○都が設置管理する都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）や文化財庭園等は、特別区の区域を越えた広域的な利用があるため、引き続き都が設置管理していく必要がある。一方で区は、地域性の強い、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則として、計画面積10ha未満の公園）の設置管理を担うことが望ましい。※都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担 ○文化財庭園については、広く都民により文化的価値の高いものに触れる機会を提供するという観点から、都が広域的立場で設置管理することが望ましい。 ○都立公園のうち防災公園として位置付けられている公園は、震災時等に、広域的な観点から、防災活動拠点としての統一的な機能を確保する必要があるため、都が一体的に設置管理する必要がある。 ○文化財庭園は、高度な保存技術を駆使し、文化財としての価値を維持保全していく必要があり、都がより専門的、広域的な見地から一体的に設置管理を行っていくことで、より効果的にノウハウの蓄積・広域的な還元が可能となる。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　20　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都立公園の整備・管理に関する事務	
担当	建設局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　都が設置管理する都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）や文化財庭園等は、特別区の区域を越えた広域的な利用があるため、引き続き都が設置管理していく必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック：○	理由　文化財庭園は、高度な保存技術を駆使し、文化財としての価値を維持保全していく必要があり、都がより専門的、広域的な見地から一体的に設置管理を行っていくことで、より効果的にノウハウの蓄積・広域的な還元が可能となる。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：	
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　都市基幹公園については、区域を跨ぐものがあるなど、施設規模が大きいため、都がそのスケールメリットを活かして設置管理する必要がある。
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　防災公園は、震災時等に、広域的な観点から、防災活動拠点としての統一的な機能を確保する必要があるため、都が一体的に設置管理する必要がある。
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック：	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○都市公園法に基づき、都立公園の整備、管理運営及び占用等許認可事務を行う。
　都立公園（区部計）　47箇所、約995ha（平成22年4月1日現在）

（区における実施状況）
○都市公園法に基づき、区立公園の整備、管理運営及び占用等許認可事務を行う。
　住区基幹公園等　約3，800箇所　約1,600ha（平成22年4月1日現在）

（役割分担のあり方）
○都が設置管理する都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）や文化財庭園等は、特別区の区域を越えた広域的な利用があるため、引き続き都が設置管理していく必要がある。一方で区は、地域性の強い、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則として、計画面積10ha未満の公園）の設置管理を担うことが望ましい。
※ 都区制度改革実施大綱（平成１２年）における役割分担

○文化財庭園については、広く都民により文化的価値の高いものに触れる機会を提供するという観点から、都が広域的立場で設置管理することが望ましい。

○都立公園のうち防災公園として位置付けられている公園は、震災時等に、広域的な観点から、防災活動拠点としての統一的な機能を確保する必要があるため、都が一体的に設置管理する必要がある。

○文化財庭園は、高度な保存技術を駆使し、文化財としての価値を維持保全していく必要があり、都がより専門的、広域的な見地から一体的に設置管理を行っていくことで、より効果的にノウハウの蓄積・広域的な還元が可能となる。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
㊀	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　20　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都立公園の整備・管理に関する事務
担当局	建設局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	△	個々の特別区の区域を越える広域利用を前提に設置すべき公園の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。
　現在、区は身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則、計画面積10ha未満の公園）を設置管理し、都は広域的に都民全般の利用に供される都市基幹公園（原則、計画面積10ha以上の公園）及び文化財指定庭園等を都が設置管理することを基本に都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　20　中区分　1　小区分　(1)

事業名	都立公園の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事務の内容

（事務の概要）

都市公園法に基づき、都立公園の整備・管理運営を行う。

（主な事務内容）

○都立公園の整備・管理運営

（関係法令等）

○都市公園法
○東京都立公園条例

（区との連携状況）

（その他）

○都区制度改革実施大綱（平成12年）における役割分担
　都は、広域的に都民全般の利用に供される都市基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール以上の公園）及び文化財指定庭園等を設置管理する。区は、身近な地域住民の利用に供される住区基幹公園（原則として、計画面積10ヘクタール未満の公園）を設置管理する。

（都における事務処理の状況）

○区部の都立公園　47公園　（平成22年4月1日現在）
・上野恩賜公園以外は指定管理者が管理。下線は有料公園（8庭園）

所在区	公園名※	計画面積(ha)	所在区	公園名※	計画面積(ha)
千代田	日比谷公園	155.92	世田谷	駒沢ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ公園	40.52
中央	浜離宮恩賜庭園	25.16		祖師谷公園	53.33
港	芝公園	33.00	渋谷	代々木公園	65.80
	旧芝離宮恩賜庭園	4.19	杉並	善福寺公園	10.89
	台場公園	4.80		善福寺川緑地	28.58
	青山公園	30.39		和田堀公園	54.40
新宿	戸山公園	25.10	北	旧古河庭園	3.16
	明治公園	58.50	荒川	尾久の原公園	10.00
文京	小石川後楽園	16.30		汐入公園	12.90
	六義園	10.08	板橋	浮間公園	12.75
台東	上野恩賜公園	83.00		赤塚公園	32.10
	旧岩崎邸庭園	2.10	練馬	城北中央公園	43.60
墨田	横網町公園	103.50		石神井公園	41.10
	向島百花園	1.10		光が丘公園	60.70
	東白鬚公園	10.30		大泉中央公園	10.00
江東	猿江恩賜公園	17.40	足立	東綾瀬公園	17.40
	清澄庭園	9.66		舎人公園	69.50
	夢の島公園	43.20		中川公園	27.60
	亀戸中央公園	10.60	葛飾	水元公園	145.00
	木場公園	24.20	江戸川	篠崎公園	86.80
品川	潮風公園	20.20		葛西臨海公園	183.50
	林試の森公園	12.70		大島小松川公園	25.10
世田谷	蘆花恒春園	8.30		宇喜田公園	20.00
	砧公園	67.00			

※公園名は、開園告示している公園名称で記載

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
2 動物園の整備・管理に関する事務											
(1)動物園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園（動物園及び水族園）の整備・管理を行う。	区	○							○動物園の整備・管理を行う事務である。現在都が設置管理しているものは、都域も超える広域的な利用を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○				○都立動物園は、日本を代表する動物園として、地域を越えた広域的な利用に供されており、またアジア・オセアニア圏において、中心的な役割を果たすなど、海外にも目を向けた活動をしており、都が広域的な立場で管理していく必要がある。一方で区は、身近な地域住民の利用に供する動物園の管理を行うことが望ましい。 ○都立動物園は、飼育繁殖技術の向上や野生生物保全といった専門的な調査研究の機能も果たしているが、これは多種多様な動物を数多く飼育しているからこそ効果的な事業実施が可能となるものであり、引き続き都がそのスケールメリットを活かし、ノウハウの伝承も含め、より専門的な立場から管理していくことが望ましい。 ○動物園は、その社会的機能として、教育の場としての機能を担っており、これを広く都民に普及させていくため、都が広域的立場で管理していくことが望ましい。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　20　中区分　2　小区分　(1)

事業名	動物園の整備･管理に関する事務
担当	建設局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	都立動物園は、日本を代表する動物園として、地域を越えた広域的な利用に供されており、またアジア・オセアニア圏において、中心的な役割を果たすなど、海外にも目を向けた活動をしており、都が広域的な立場で管理していく必要がある。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
○	都立動物園は、飼育繁殖技術の向上や野生生物保全といった専門的な調査研究の機能も果たしているが、これは多種多様な動物を数多く飼育しているからこそ効果的な事業実施が可能となるものであり、引き続き都がそのスケールメリットを活かし、より専門的な立場から管理していくことが望ましい。

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
○	動物園の社会的機能のうち、飼育繁殖技術の向上、野生生物保全をはじめとする調査研究活動は、特に高い専門性が求められ、ノウハウの伝承と人材の確保の観点から、都が実施していくことが望ましい。

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
○	都立動物園は、事業規模・施設規模ともに極めて大きいため、都がそのスケールメリットを活かして管理する必要がある。

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）

○都市公園法に基づき、都立公園内に設置する施設として、その設置に係る都立動物園事業の計画策定、整備、都立動物園の管理運営業務及び占用等許認可事務を行う。

（１）恩賜上野動物園

年間入園者数約300万人、敷地面積は約14ha、施設数145箇所、飼育動物は500種3,200点を数える。

（２）葛西臨海水族園

年間入園者数約150万人。敷地面積約8.6ha、飼育動物は、鳥類、魚類等約1,100種68,000点余。

○平成18年度から指定管理者制度を導入し、上記２施設に加え、多摩動物公園、井の頭自然文化園の４園を一括して(公財)東京動物園協会が運営している。

（区における実施状況）

○区立の動物園、水族園は江戸川区自然動物園、足立区生物園、しながわ水族館の３箇所。いずれも都立動物園に比べると小規模な施設である。

・江戸川区自然動物園：年間入園者数約55万人、総面積5ha
・足立区生物園：年間入園者数約10万人、総面積2.5ha
・しながわ水族館：年間入園者数約60万人、建築面積2ha

（役割分担のあり方）

○都立動物園は、日本を代表する動物園として、地域を越えた広域的な利用に供されており、またアジア・オセアニア圏において、中心的な役割を果たすなど、海外にも目を向けた活動をしており、都が広域的な立場で管理していく必要がある。一方で区は、身近な地域住民の利用に供する動物園の管理を行うことが望ましい。

○都立動物園は、飼育繁殖技術の向上や野生生物保全といった専門的な調査研究の機能も果たしているが、これは多種多様な動物を数多く飼育しているからこそ効果的な事業実施が可能となるものであり、引き続き都がそのスケールメリットを活かし、ノウハウの伝承も含め、より専門的な立場から管理していくことが望ましい。

○動物園は、その社会的機能として、教育の場としての機能を担っており、これを広く都民に普及させていくため、都が広域的立場で管理していくことが望ましい。

（役割分担の見直しの必要性）

○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　20　中区分　2　小区分　(1)

事業名	動物園の整備・管理に関する事務
担当局	建設局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	広域的な利用を前提とした施設の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○動物園の整備・管理を行う事務である。
　現在都が設置管理しているものは、都域も超える広域的な利用を前提とした施設であり、区が設置している身近な場所での施設に対し、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　20　中区分　2　小区分　(1)

事業名	動物園の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事務の内容

（事務の概要）

都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園の整備・管理運営を行う。

（主な事務内容）

○都立動物園の整備・管理運営

（関係法令等）

○都市公園法
○東京都立公園条例

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

○区部の動物園・水族園

・恩賜上野動物園

面積	14.3ha（平成22年3月現在）
飼育動物	約500種、約3,100点（平成22年3月現在）
入園者数	3,028千人（平成21年度）
指定管理者	（財）東京動物園協会

・葛西臨海水族園

面積	8.6ha（平成22年3月現在）
飼育動物	約1,100種、約93,000点（平成22年3月現在）
入園者数	1,572千人（平成21年度）
指定管理者	（財）東京動物園協会

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
3 霊園の整備・管理に関する事務											
(1)霊園の整備・管理に関する事務	都立霊園（都内8箇所（うち区部4箇所））の整備・管理を行う。	区	○							公立霊園の設置管理を行う事務である。現在都が管理している霊園は、特別区の区域を超える広域的な利用を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○		○				○都立霊園は、都民の需要が非常に高く、その利用者が地域を越えて都内全域にわたっていることから、都が広域的な立場から管理する必要がある。 ○都立霊園では、広く都民の需要に応え、また利便性を確保するため、住所地周辺に限定しない募集方法や、どの霊園管理事務所でも一定の手続が可能な「どこでも窓口」方式を採用しているが、これらは、都が全霊園を一体的に管理することではじめて可能になるものであり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。 ○都立霊園は、申込倍率が１０倍を超えるところがあるなど、都民の需要が非常に高い。限られたスペースを有効に活用しつつ都民需要に応えていくためには、施設変更や無縁改装といった広域的な視点で霊園間の利用循環を図るなど、都が全霊園を一体的に管理することが必要不可欠である。 ○上記により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　20　中区分　3　小区分　(1)

事業名	霊園の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	都立霊園は、都民の需要が非常に高く、その利用者が地域を越えて都内全域にわたっていることから、都が広域的な立場から管理する必要がある。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
○	都立霊園では、広く都民の需要に応え、また利便性を確保するため、住所地周辺に限定しない募集方法や、どの霊園管理事務所でも一定の手続が可能な「どこでも窓口」方式を採用しており、これらは、都が全霊園を一体的に管理することではじめて可能になるものである。

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
○	都立霊園は、申込倍率が１０倍を超えるところがあるなど、都民の需要が非常に高い。限られたスペースを有効に活用しつつ都民需要に応えていくためには、施設変更や無縁改装といった広域的な視点で霊園間の利用循環を図るなど、都が全霊園を一体的に管理することが必要不可欠である。

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○区部霊園は、明治７年東京府が青山墓地等を開設したことから始まり、その後東京市を経て、昭和18年の都制の施行に伴い東京都に引き継がれ現在に至っている。
○都立霊園は、時代や都民意識の変化に伴う、様々な墓地需要に応え、他の霊園の範となる新形式墓地の供給に努めている。
○現在、区部には４霊園（青山、雑司ケ谷、染井、谷中）があり、面積約５４ｈａ、約３万４千人の使用者がいる。
○区部霊園については、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、現在、再整備の取組を行っており、青山霊園と谷中霊園で事業推進中である。
○「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき管理運営されており、年１回公募を行うほか、毎年の管理料の徴収や墓所使用者の承継事務、施設の整備及び維持管理を行っている。

（区における実施状況）
○霊園の設置・管理は行われていない。

（役割分担のあり方）
○都立霊園は、都民の需要が非常に高く、その利用者が地域を越えて都内全域にわたっていることから、都が広域的な立場から管理する必要がある。

○都立霊園では、広く都民の需要に応え、また利便性を確保するため、住所地周辺に限定しない募集方法や、どの霊園管理事務所でも一定の手続が可能な「どこでも窓口」方式を採用しているが、これらは、都が全霊園を一体的に管理することではじめて可能になるものであり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。

○都立霊園は、申込倍率が１０倍を超えるところがあるなど、都民の需要が非常に高い。限られたスペースを有効に活用しつつ都民需要に応えていくためには、施設変更や無縁改装といった広域的な視点で霊園間の利用循環を図るなど、都が全霊園を一体的に管理することが必要不可欠である。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
㊀	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　20　中区分　3　小区分　(1)

事業名	霊園の整備・管理に関する事務
担当局	建設局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	広域的な利用を前提とした施設の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○公立霊園の設置管理を行う事務である。
　現在都が管理している霊園は、歴史的にも特別区の区域を超える広域的な利用を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　20　中区分　3　小区分　(1)

事業名	霊園の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事務の内容

（事務の概要）

都立霊園の整備・管理運営を行う。

（主な事務内容）

○都立霊園の整備・管理運営

(1)使用者の募集、使用許可

(2)管理料の徴収

(3)使用者の承継事務

(4)無縁墳墓整理事務

（関係法令等）

○墓地、埋葬等に関する法律
○東京都霊園条例

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

○区部の都立霊園（平成22年3月現在）

・青山霊園（港区）

面積	26.4ha
使用者数	約15,000人
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会

・谷中霊園（台東区）

面積	10.3ha
使用者数	約6,000人
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会

・雑司ケ谷霊園（豊島区）

面積	10.6ha
使用者数	約9,000人
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会

・染井霊園（豊島区）

面積	6.8ha
使用者数	約4,000人
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
4 青山葬儀所の整備・管理に関する事務											
(1)青山葬儀所の整備・管理に関する事務	青山葬儀所（斎場）の整備・管理運営を行う。	区	○							○公立葬儀所（斎場）の設置管理を行う事務である。現在都が管理している青山葬儀所は、特別区の区域を超える広域的な利用等を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○			○				○青山葬儀所は、弔問者が1,000人を超えることもある大規模葬儀・告別式場であり、著名人の利用も多く、全国的にも知名度が高い。それ故、利用者が地域を越えて都内外の広域にわたっており、都が広域的な立場から管理する必要がある。一方で区は、地域住民の利用に供する施設の管理を担うことが望ましい。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　20　中区分　4　小区分　(1)

事業名	青山葬儀所の整備・管理に関する事務	
担当	建設局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　都内広域に利用者がいる施設であり、都が広域的な立場から運営する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック：○	理由　青山葬儀所は、弔問者が1,000人を超えることもある大規模葬儀・告別式場であり、著名人の利用も多く、全国的にも知名度が高い。施設規模や利用状況に鑑み、都が広域的観点から管理することが望ましい。
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック：	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック：	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○青山葬儀所は、無宗教の公立斎場として都内では最大級の規模であり、主に会葬者が多い政財界の要人等の葬儀・告別式等に利用されている。
○事務の内容は、使用の受付、施設の維持管理等である。

（区における実施状況）
○区民斎場を設置・運営している例はあるが、青山葬儀所のような大規模な施設はない。

（役割分担のあり方）
○青山葬儀所は、弔問者が1,000人を超えることもある大規模葬儀・告別式場であり、著名人の利用も多く、全国的にも知名度が高い。それ故、利用者が地域を越えて都内外の広域にわたっており、都が広域的な立場から管理する必要がある。一方で区は、地域住民の利用に供する施設の管理を担うことが望ましい。

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
㊀	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　20　中区分　4　小区分　(1)

事業名	青山葬儀所の整備・管理に関する事務
担当局	建設局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	広域的な利用を前提とした施設の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○公立葬儀所（斎場）の設置管理を行う事務である。
　現在都が管理している青山葬儀所は、都立霊園と同様、歴史的にも特別区の区域を超える広域的な利用を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　20　中区分　4　小区分　(1)

事業名	青山葬儀所の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事務の内容

（事務の概要）

青山葬儀所（斎場）の整備・管理運営を行う。

（主な事務内容）

葬儀・告別式等を行う施設である青山葬儀所の管理運営を行う。

(1)施設の維持、修繕
(2)使用の承認、受付・案内

（関係法令等）

○東京都葬儀所条例

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

○青山葬儀所　（港区）

式場 100～300席（火葬施設なし）
主として会葬者が多い葬儀・告別式等に利用
使用件数　107件（平成21年度）
指定管理者　日比谷花壇グループ（㈱日比谷花壇、㈱ワカホ）
指定期間　平成18年4月～平成23年3月

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

20 公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
5 瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務											
(1)瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	瑞江葬儀所（火葬場）の整備・管理運営を行う。	区	○							○公立葬儀所（火葬場）の設置管理を行う事務である。現在都が管理している瑞江葬儀所は、各区の区域を超える広域的な利用等を前提とした施設であり、広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都								○火葬場事業は、地域的利用が中心の事業であり、より住民に身近な主体で行うことが望ましい。 ○瑞江葬儀所は、所在地の江戸川区とその周辺３区の利用者で８割を占めており、地元住民の利用が中心の施設であることから、都が広域的な立場で運営する必然性はない。 ○臨海斎場についても、同様の趣旨から地元５区で運営されており、地域性の強い瑞江葬儀所について、住民に身近な区が運営することに何ら問題はない。 ○当該事務については、現在の役割分担を見直し、区へ移管すべきである。	区

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　20　中区分　5　小区分　(1)

事業名	瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	
担当	建設局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○瑞江葬儀所は、他の火葬場の模範となりうる理想的な火葬場を目指して、昭和１３年に東京市唯一の公営火葬場として開設され、都に引き継がれている。
○現在、都が、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき管理運営しており、火葬許可証の受理・返却等の受付、火葬の執行、火葬状況の報告等を行っている。

（区における実施状況）
○城南地域の５区（港、品川、目黒、大田、世田谷）で構成する一部事務組合を経営主体とする臨海斎場が平成１６年１月に供用を開始している。

（役割分担のあり方）
○火葬場事業は、地域的利用が中心の事業であり、より住民に身近な主体で行うことが望ましい。

○瑞江葬儀所は、所在地の江戸川区とその周辺３区の利用者で８割を占めており、地元住民の利用が中心の施設であることから、都が広域的な立場で運営する必然性はない。

○臨海斎場についても、同様の趣旨から地元５区で運営されており、地域性の強い瑞江葬儀所について、住民に身近な区が運営することに何ら問題はない。

（役割分担の見直しの必要性）
○当該事務については、現在の役割分担を見直し、区へ移管すべきである。

総合評価		
都	㊀区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　20　中区分　5　小区分　(1)

事業名	瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務
担当局	建設局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	広域的な利用等を前提とした施設の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○公立葬儀所（火葬場）の設置管理を行う事務である。
　現在都が管理している瑞江葬儀所は、歴史的に都内の火葬場が基本的に民営で経営されていた中で、当時都内唯一の公営火葬場として他の模範とするべく広域的な観点から設置されたものであり、また、各区の区域を超える広域的な利用を前提とした施設であることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　20　中区分　5　小区分　(1)

事業名	瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務
担当	建設局

事務の内容

（事務の概要）

瑞江葬儀所（火葬場）の整備・管理運営を行う。

（主な事務内容）

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬施設である瑞江葬儀所の管理運営を行う。

(1)施設の維持、修繕
(2)使用の承認、受付・案内
(3)火葬の執行
(4)火葬許可証の受理（法第14条第3項）、返却（法第16条第2項）
(5)火葬場所在市町村長への火葬状況の報告（法第17条）

（関係法令等）

○墓地、埋葬等に関する法律
○東京都葬儀所条例

（区との連携状況）

（その他）

（都における事務処理の状況）

○瑞江葬儀所　（江戸川区）

火葬炉 20基（葬儀施設なし）

使用料	都民 36,400円、都民以外 71,280円
使用件数	7,530件（平成21年度）
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会
指定期間	平成21年4月～平成23年3月

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

21　東京港の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1　港湾施設の整備・管理などに関する事務											
(1)港湾施設の整備・管理などに関する事務	港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。	区	○							○東京港の港湾施設及び海岸保全施設の整備・管理を行う事務であり、東京港の位置付け等から広域的な対応を要するものと考えられることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○		○	○			○東京港は、都市戦略の基本ツールであり、国際競争力の強化に向け、スケールメリットを活かした港湾管理・運営コストの削減、港湾施設整備に当たっての効率的・効果的な投資、港内及び背後圏を結ぶ交通ネットワークの強化を行っていくなど、都による広域的な視点に立った取組が必要である。 ○東京港の港勢圏は、人口4,000万人を擁する首都圏、信越、南東北など広大な地域に及んでおり、海陸の結節点として広域的輸送ターミナルの役割を果たしていることから、その諸施設の整備や管理は、都が広域的視点で担っていく必要がある。 ○東京港においては、都民の安全を確保するため、都が国や警察等と連携して密輸・密入国やテロ対策を講じているほか、高潮や地震時における水害を防ぐため、広域的視点で防災対策に取り組んでおり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。 ○また、現在、都は川崎市、横浜市とともに、将来のポートオーソリティー（一港化）を視野に入れた京浜三港（東京港、川崎港、横浜港）での連携施策を推進しており、背後圏の住民生活や国全体の経済・産業に広く貢献する総合港湾として、広域化の方向で取組を強く推し進めている。 ○上記により、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　21　中区分　1　小区分　(1)

事業名	港湾施設の整備・管理などに関する事務
担当	港湾局

事業評価

	チェック	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	○	理由　東京港においては、都民の安全を確保するため、都が国や警察等と連携して密輸・密入国やテロ対策を講じているほか、高潮や地震時における水害を防ぐため、広域的視点で防災対策に取り組んでおり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	○	理由　港湾施設や海岸保全施設等の整備・管理は、事業規模が大きい上、施設の種類の多さや特殊性などから、区で行うことは困難である。
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	○	理由　都は川崎市、横浜市とともに、将来のポートオーソリティー（一港化）を視野に入れた京浜三港（東京港、川崎港、横浜港）での連携施策を推進し、背後圏の住民生活や国全体の経済・産業に広く貢献する総合港湾として、広域化の方向で取組を強く推し進めており、都が一体的に整備・管理を行う必要がある。
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
○都が港湾法上の港湾管理者となり、法第12条において規定される港湾管理者の業務として、東京港全体の港湾施設整備及び管理を行っている。

○また、海岸保全区域と港湾区域及び港湾隣接地域が概ね重複しており、重複している部分については海岸法第5条第3項に基づき港湾管理者である都が海岸管理者となり、東京港全体の海岸保全施設の整備・管理を行っている。

（区における実施状況）
○現在は東京都が港湾管理者及び海岸管理者となっており、区において港湾施設等の整備・管理は行っていない。

（役割分担のあり方）
○東京港は、都市戦略の基本ツールであり、国際競争力の強化に向け、スケールメリットを活かした港湾管理・運営コストの削減、港湾施設整備に当たっての効率的・効果的な投資、港内及び背後圏を結ぶ交通ネットワークの強化を行っていくなど、都による広域的な視点に立った取組が必要である。

○東京港の港勢圏は、人口4,000万人を擁する首都圏、信越、南東北など広大な地域に及んでおり、海陸の結節点として広域的輸送ターミナルの役割を果たしていることから、その諸施設の整備や管理は、都が広域的視点で担っていく必要がある。

○東京港においては、都民の安全を確保するため、都が国や警察等と連携して密輸・密入国やテロ対策を講じているほか、高潮や地震時における水害を防ぐため、広域的視点で防災対策に取り組んでおり、各区による取組では高い事業効果が期待できない。

○また、現在、都は川崎市、横浜市とともに、将来のポートオーソリティー（一港化）を視野に入れた京浜三港（東京港、川崎港、横浜港）での連携施策を推進しており、背後圏の住民生活や国全体の経済・産業に広く貢献する総合港湾として、広域化の方向で取組を強く推し進めている。

（役割分担の見直しの必要性）
○上記により、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　21　中区分　1　小区分　(1)

事業名	港湾施設の整備・管理などに関する事務
担当局	港湾局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	東京港の位置付け等から広域的な対応を要するため、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○東京港の港湾施設及び海岸保全施設の整備・管理を行う事務である。
　東京港は、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾の中でも、国際競争力の強化を図ることが特に重要なものとして、横浜港と一体で指定特定重要港湾に指定されており、また、東京都は、横浜市、川崎市とともに京浜港連携協議会を設置して広域連携を強化する方向で進んでいることを踏まえると、広域的な対応を要するものと考えられる。
　また、海岸保全区域と港湾区域が重複する場合は、港湾管理者が海岸保全区域を管理することとされている。このため、本事務については、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　21　中区分　1　小区分　(1)

事業名	港湾施設の整備・管理などに関する事務
担当	港湾局

事務の内容

（事務の概要）

港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。

（主な事務内容）

1　港湾施設の整備・管理

＜東京港の主な港湾施設＞
(1)水域施設（第1～第3航路、泊地ていけい場）
(2)係留施設（岸壁、桟橋、係船浮標）
(3)臨港交通施設（レインボーブリッジ、港湾局所管道路、ゆりかもめ）
(4)荷さばき施設、保管施設（上屋、野積場、貯木場）
(5)旅客施設（客船ターミナル（晴海、竹芝等）、客船待合所）
(6)その他（夢の島マリーナ、東京ヘリポート等）

2　海岸保全施設の整備・管理

(1)防潮堤、護岸、水門等の整備・管理
(2)海岸線の侵食防止による国土保全
(3)海岸保全に支障を及ぼす行為の制限
(4)海岸保全施設以外の施設、工作物の占用許可
(5)海岸保全施設に関する工事の承認
(6)監督処分、立入検査、報告・資料提出要求

（関係法令等）
○港湾法
○航空法及び空港法（東京ヘリポート）
○海岸法

（区との連携状況）

（その他）
東京港内では、海岸保全区域と港湾区域・港湾隣接地域が概ね重複しており、重複部分については港湾管理者の長である東京都知事が海岸管理者となる（海岸法第5条第3項）。

（都における事務処理の状況）

1　港湾施設の整備・管理（平成22年5月現在）

水域面積			5,292ha
防波堤延長			8,581m
係留施設		岸壁・桟橋	204船席
（民間等含む）		浮標3基	2船席
		ドルフィン31基	19船席
		物揚場	2,094m
上屋	（公共）		39棟
野積場	（公共）		52か所
貯木場		6箇所	999,213㎡
ガントリークレーン			35基
ヘリポート		147,153㎡	38ｽﾎﾟｯﾄ

2　海岸保全施設の整備・管理

○海岸保全区域占用等　215件（平成21年度）

○東京港における主な海岸保全施設（平成21年3月現在）

防潮堤	：	全延長62.1km
内部護岸	：	全延長47.2km
水門	：	全19箇所
排水機場	：	全4箇所
陸こう	：	全46箇所

○海岸保全施設の整備状況（防潮堤、内部護岸）

種別	海岸保全区域 ①	整備済 ②	完了 ③	耐震対策が必要 ④	完了 ⑤	未完了 ④－⑤	未整備 ①－②	海岸保全区域（予定）⑥	整備済 ⑦	未整備 ⑥－⑦	計	整備率（②＋⑦）／（①＋⑥）	完了率（③＋⑤）／（①＋⑥）
*1）防潮堤	59.2km	50.3km	46.5km	3.8km	2.0km	1.8km	8.9km	2.9km	－	2.9km	62.1km	81%	78%
内部護岸	45.8km	30.7km	17.1km	13.6km	9.8km	3.9km	15.1km	1.4km	－	1.4km	47.2km	65%	57%

＊1）「外郭防潮堤」と「堤外地防潮堤」を合計したもの。

○海岸保全施設の整備状況（水門、排水機場、陸こう）

水門　19箇所		排水機場　4箇所		陸こう　46箇所	
地区名	海岸保全施設箇所数	地区名	海岸保全施設箇所数	地区名	海岸保全施設箇所数
江東地区	5箇所	江東地区	2箇所	江東地区	3箇所
中央地区	3箇所	港地区	2箇所	中央地区	20箇所
港地区	7箇所			港地区	20箇所箇所
港南地区	4箇所			港南地区	3箇所

検討対象事務評価シート

C

任意共管事務

21　東京港の整備・管理に関する事務

	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
2　海上公園の整備・管理に関する事務											
(1)海上公園の整備・管理に関する事務	臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。	区	○							○臨海部における海上公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在計画面積10ha以上の海上公園等を都が設置管理することで都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。	都区
		都	○							○海上公園は、海の都民への開放をコンセプトに、葛西沖から羽田沖までの海域にわたる一体的な構想の下に整備されたものである。東京港全体を通じて、連続性を持った調和の取れた水辺空間の緑化推進を図り、自然環境の保全・回復や親しみのある港の景観を確保するため、都が広域的かつ一体的に取組を行っていく必要がある。 ○一方で、埋立地の整備・処分の進展や交通網の整備等により、港内の市街地化が進み、一部の海上公園については、その利用が主に近隣居住者等になっているほか、公園内に区の施設が設置されている状況にある。こうした公園については、利用者サービスの向上の観点から、住民に身近な区の管理とすることが望ましいとの東京都港湾審議会答申を受け、一定の基準に基づき区移管を進めてきている。 ○都区において既に適切な役割分担がなされており、一定の基準に基づき区移管を進めているため、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票　〔都〕

C

大区分　21　中区分　2　小区分　(1)

事業名	海上公園の整備・管理に関する事務
担当	港湾局

事業評価

(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
○	理由　海上公園は、海の都民への開放をコンセプトに、葛西沖から羽田沖までの海域にわたる一体的な構想の下に整備されたものである。東京港全体を通じて、連続性を持った調和の取れた水辺空間の緑化推進を図り、自然環境の保全・回復や親しみのある港の景観を確保するため、都が広域的かつ一体的に取組を行っていく必要がある。

(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。

チェック	理由
	理由

(7) その他特段の事情があるかどうか。

チェック	理由
	理由

＜　考え方　＞

（事業趣旨・概要）
　東京港において、自然環境の回復と保全を図り、港内全域にわたって都民が港の景観や水や緑と親しめる公園を整備し、海上公園として管理運営する。

（区における実施状況）
　都から移管された海上公園について、区立公園として管理している。

（役割分担のあり方）
○海上公園は、海の都民への開放をコンセプトに、葛西沖から羽田沖までの海域にわたる一体的な構想の下に整備されたものである。東京港全体を通じて、連続性を持った調和の取れた水辺空間の緑化推進を図り、自然環境の保全・回復や親しみのある港の景観を確保するため、都が広域的かつ一体的に取組を行っていく必要がある。

○一方で、埋立地の整備・処分の進展や交通網の整備等により、港内の市街地化が進み、一部の海上公園については、その利用が主に近隣居住者等になっているほか、公園内に区の施設が設置されている状況にある。こうした公園については、利用者サービスの向上の観点から、住民に身近な区の管理とすることが望ましいとの東京都港湾審議会答申を受け、一定の基準に基づき区移管を進めてきている。
　【一定の基準】
・概ね１０ヘクタール未満の公園
・住宅地に隣接しており市街地化された地域の公園（湾岸道路内側）
・近隣居住者等の利用が主体で、区の施設が設置されている公園　など

（役割分担の見直しの必要性）
○都区において既に適切な役割分担がなされており、一定の基準に基づき区移管を進めているため、都区の役割を見直す必要はない。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票　〔区〕

C

大区分　21　中区分　2　小区分　(1)

事業名	海上公園の整備・管理に関する事務
担当局	港湾局

事業評価

	チェック	理由
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	○	個々の特別区の区域を越える広域利用を前提に設置すべき海上公園の設置管理については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(4) 事業規模や施設の規模･配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		

＜　考え方　＞

○臨海部における海上公園の整備・管理を行う事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。
　現在、区は身近な地域住民の利用に供される海上公園（原則、計画面積10ha未満の公園）を設置管理し、都は広域的に都民全般の利用に供される海上公園（原則、計画面積10ha以上の公園）等を設置管理することを基本に都区が分担しているが、できる限り各区における地域の実情やまちづくりの状況等に応じて対応できるよう、特別区が担う範囲を拡大する方向で役割分担の見直しを検討すべきである。

○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

C

大区分　21　中区分　2　小区分　(1)

事業名	海上公園の整備・管理に関する事務
担当	港湾局

事務の内容

（事務の概要）

臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。

（主な事務内容）

○海上公園の整備・管理

東京都海上公園条例に基づき、臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。
整備に当たっては、東京都港湾審議会に諮った上で、海上公園計画を策定する。
平成18年度から、指定管理者による管理を行っている。

（関係法令等）

○東京都海上公園条例

（区との連携状況）

（その他）

○区への移管実績
平成18年度　江東区 2公園（若洲海浜公園キャンプ場等、東雲南緑道公園）
平成19年度　品川区 1公園（品川南ふ頭公園）

（都における事務処理の状況）　平成22年4月現在

○海上公園構想計画決定　1,307.1ha
海上公園　973.4ha（陸域 426.5ha、水域 546.9ha）
海浜公園　825.1ha
ふ頭公園　53.8ha
緑道公園　94.5ha
都立公園　264.9ha
区立公園　46.2ha

○海上公園開園面積　785.8ha（40公園）
全公園を6区分とし、指定管理者による管理を行っている。

中央区	1公園（晴海ふ頭公園）
港区	2公園（お台場海浜公園など）
港区・江東区	1公園（シンボルプロムナード公園）
江東区	16公園（有明テニスの森公園など）
品川区	6公園（東京港野鳥公園（有料公園）など）
品川・大田区	1公園（大井ふ頭中央海浜公園）
大田区	12公園（城南島海浜公園など）
江戸川区	1公園（葛西海浜公園）